

第4次江津市男女共同参画推進計画

令和4年3月

島根県江津市

男女共同参画都市宣言

いつも生き生きと「元気な」あなたとわたし！
いつも前に向かう「勇気」あるあなたとわたし！
いつも支えあい「感動」を分かち合うあなたとわたし！
こんな「江津市」に住んでいるわたしたちは、
一人ひとりが互いの人権を尊重し、
健やかな精神と身体を^{こころ からだ はぐ いく}育み慈しみつつ
心温まる豊かなまちづくりを願い、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 男女が互いを認め合い、個性と能力を活かしてあらゆる分野に参画し、魅力あるまちをつくります。
- 1 男女が互いに助け合い、家庭、職場、学校、地域活動を支え合うまちをつくります。
- 1 男女の性別による風習、慣習、役割分担にとらわれないまちをつくります。
- 1 国際的な視野に立ち平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをつくります。

平成21年12月22日

江 津 市

はじめに

近年の少子高齢化の進展や人口減少、産業構造等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が益々重要になっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は、社会的・経済的に不利な立場にある女性に顕著で、改めてジェンダー平等・男女共同参画の必要性について問われることとなりました。

本市では男女共同参画社会の形成に向け、平成13年3月に「江津市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成14年4月には「江津市男女共同参画推進計画（パートナープランごうつ）」を策定し、平成19年、24年の改定を経て、平成29年4月からは「第3次江津市男女共同参画推進計画」に沿って様々な取組を進めてまいりました。

また、平成21年度には、内閣府との共催で「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画に関する機運の醸成をさらに高め、施策の推進に取り組みました。

徐々に意識の変容がみられているものの、固定的な性別役割分担意識や社会的慣習は根強く残っており、一層の対策が求められます。また、政策及び方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいないことなど、多くの課題が残されています。

このたび、第3次計画の満了に伴い、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、ここに「第4次江津市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

この計画では、防災対策など政策や方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」と「男女間の暴力の根絶」のさらなる推進を図ってまいります。

おわりに、この計画の改定にあたり、貴重なご意見をいただきました「江津市男女共同参画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

2022年（令和4年）3月

江津市長 山下 修

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本目標	2
5 施策体系	3
6 数値目標	4
第2章 計画の内容	
基本目標Ⅰ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	5
重点目標1 政策・方針の決定過程への男女共同参画の推進	5
重点目標2 働く場における男女共同参画の推進	6
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	9
重点目標4 地域における男女共同参画の推進	12
基本目標Ⅱ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	13
重点目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶	13
重点目標6 生涯を通じた男女の健康づくり	15
重点目標7 誰もが安心して暮らせる環境の整備	17
重点目標8 防災対策における男女共同参画の推進	20
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	21
重点目標9 社会的慣行の見直しと意識の改革	21
重点目標10 男女共同参画に関する学習・教育の推進	23
第3章 計画の推進	
1 推進体制の充実・強化	25
2 計画の進行管理	25
3 計画の推進体制	25
用語解説	26
資料編	
1 江津市男女共同参画推進委員名簿	29
2 計画策定経過	29
3 江津市男女共同参画推進条例	30
4 男女共同参画社会基本法	32
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	37
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	48
7 男女共同参画に関する市民の意識・実態調査の概要	56

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

男女共同参画とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（「男女共同参画社会基本法」第2条）とされ、性別を理由とした地位や役割、期待、評価等の不公平や格差をなくしていこうとする考え方です。

国においては指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする「2020年30%」目標が2003年に示されましたが、十分な成果が得られず、令和3年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数^{*1}」では、我が国は156か国中120位となっており、世界の中でもジェンダー格差が大きい国となっています。加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力が増加する懸念や女性の雇用、所得への影響等は、凶らずとも男女共同参画の重要性を裏付けるものとなりました。そこで、新しい令和の時代を切り拓き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また島根県（以下「県」という。）においても、これまでの取組の成果や現状と課題を検証し、男女共同参画社会の実現に向けて「第4次島根県男女共同参画計画」が策定されました。

本市は最上位計画である「第6次江津市総合振興計画」（2020～2029年度）の基本方針に「男女共同参画社会の形成」を掲げています。そして現在まで「第3次江津市男女共同参画推進計画」（平成29年度～）に基づき取組を進めてきました。その結果、令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民の意識・実態調査」（以下「令和3年度市民意識調査」という。）の結果を見ると「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に反対する回答が76.0%（平成27年度調査 65.2%）と増えており、徐々に意識の変容が見られます。一方で女性に比べ社会全体で「男性が優位」と答える人が79.5%あり、女性が働き続けにくいと考える人の割合（74.8%）も多い状況で、より一層の対策を進める必要があります。

本市では、第6次江津市総合振興計画のスローガンである「小さくともキラリと光るまち ごとつ」を目指し、男女共同参画社会の実現のため、現状の課題に加え、国や県の計画内容や令和3年度市民意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画の基本的な考え方を示し、施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第4次江津市男女共同参画推進計画」を策定しました。

2 計画の性格

- (1) この計画は「第6次江津市総合振興計画」を上位計画とし、総合振興計画との整合性を図るとともに、男女共同参画の視点を市の各施策に反映させるものです。
- (2) この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条及び「江津市男女共同参画推進条例」第8条に基づく男女共同参画計画です。
- (3) この計画の重点目標2及び重点目標3は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画として、また重点目標5は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。
- (4) この計画は「第5次男女共同参画基本計画」及び「第4次島根県男女共同参画計画」を踏まえ、施策を体系的（基本目標、各基本目標に対する重点目標、施策の基本的方向）に組み立て、総合的かつ計画的に展開するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

男女が共に活躍できる仕組みづくりのために、政治・経済等での女性参画を進め、女性活躍推進法の主旨を踏まえた職場等の環境整備と同時に男性側の視点も取り入れ、男女がワーク・ライフ・バランス*²を取りながら、社会のあらゆる分野での活動に平等に参画でき、一人一人の個性と能力を十分に発揮できるような社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標Ⅱ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

男女共同参画社会を実現していく上で、あらゆる暴力の根絶に向けた取組は必要不可欠なことです。そして男女がお互いの性差を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して生活することができる多様性が認められ人権が尊重されるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

社会のしきたりや慣習などには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*³等が反映されたものが多く見られます。社会的な合意を得ながら見直しに向けた取組を推進するとともに、様々な世代において男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に努めます。

5 施策体系

基本目標にはそれぞれ重点目標を定め、施策の推進を図ります。

基本目標（3項目）		重点目標（10項目）	施策の基本的方向（25項目）
I 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	1	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 企業・団体等における男女共同参画の推進
	2	働く場における男女共同参画の推進	男女に均等な雇用環境の整備 職業能力の開発の推進 多様な働き方に対応した環境整備 農林水産業における男女共同参画の推進
	3	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり
	4	地域における男女共同参画の推進	地域の活動における男女共同参画の推進
II 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	5	男女間のあらゆる暴力の根絶	男女間のあらゆる暴力を根絶するための意識づくり 男女間のあらゆる暴力を根絶するための体制整備及び環境整備
	6	生涯を通じた男女の健康づくり	思春期・若年期における健康づくり 妊娠・出産等に関する健康支援 中高年期における健康づくり
	7	誰もが安心して暮らせる環境の整備	ひとり親家庭・生活困窮者等生活上の困難に対する支援 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備 外国人が安心して暮らせるまちづくりの推進 人権尊重の観点からの啓発・教育
	8	防災対策における男女共同参画の推進	防災対策に関する政策・方針の決定過程への女性の参画拡大 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
III 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	9	社会的慣行の見直しと意識の改革	男女共同参画に関する広報・啓発活動の展開 男性や若者にとっての男女共同参画の推進
	10	男女共同参画に関する学習・教育の推進	学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進 家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進 性的指向・性自認に関する教育及び性の多様性への理解促進

6 数値目標

基本 目標	項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)	単位	
I	1 審議会等への女性の参画率	26.5	40	%	
	2 女性のいる審議会等の比率	82.9	100	%	
	3 市の係長以上職への女性の登用	22.6 (R1)	25 (R7)	%	
	4 一時保育事業	9 (H30)	9 (R6)	か所	
	5 病児保育	0 (H30)	1 (R6)	か所	
	6 女性活躍応援企業認定企業数 (えるぼし* ⁴ ・しまね女性の活躍応援企業* ⁵)	12	20	社	
	7 子育て応援企業認定企業数(くるみん* ⁶ ・しまね子育て応援企業* ⁷)	10	20	社	
	8 市職員の育児休業取得率	男性	0	13	% (R1) (R7)
		女性	100	100	
		年度	(R1)	(R7)	
	9 父親が子育てに積極的に参加している割合	就学前	44.3	75	% (H30) (R6)
		小学生	36.9	75	
年度		(H30)	(R6)		
10 地域コミュニティ協議会の役員における女性の参画率	19.2	30	%		
11 家族経営協定* ⁸ 締結率	4	5	経営体		
12 農業委員に占める女性の割合	18.2	20	%		
(項目 4・5・9 の現状値及び目標値は、令和 2 年策定「第 2 期江津市子ども・子育て支援事業計画」より) (項目 3・8 の現状値及び目標値は、令和 3 年策定「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」より)					
II	13 江津市役所 DV 相談窓口の認知度	26.2	80	%	
	14 市防災会議の委員に占める女性の割合	7.1	15	%	
	15 災害対策地区班に女性職員が配置される地区数	16	23	地区	
III	16 男女の地位が平等だと思う人の割合(7 分野平均)(※)	34.9	50	%	
	17 固定的役割分担意識に否定的な人の割合	76	80	%	
	18 男女共同参画社会基本法の認知度	74.4	80	%	
	19 江津市男女共同参画推進計画の認知度	52.7	70	%	

(※)7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「地域活動」、「学校教育」、「政治」、「法律や制度」、「社会通念・しきたりなど」のこと。
男女共同参画に関する市民の意識・実態調査において、各分野ごとに男女の地位の平等感について調査。

第2章 計画の内容

基本目標1 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

●現状と課題

政策や方針決定過程への男女共同参画の推進においては市の審議会等への女性の参画率が26.5%（平成28年 28.3%）と低い状況にあり、数値目標の40%に届いていません。

一方女性がいる審議会等の比率は82.9%（平成28年 73.8%）と微増、農業委員に占める女性の割合も18.2%（平成28年 0%）と増えており、分野によっては少しずつ女性の参画が進んでいます。市職員の係長以上職への女性登用比率は26.1%（平成28年度 23.2%）、管理職については20%で未だ少ない状態です。なお、企業・団体については「令和2年度島根県労務管理実態調査」において、「係長以上の役職への女性の登用割合」が18.4%となっています。

政治や行政、経済面で重要な意思決定の場に女性が少ないと、男性側に偏りのある政策や方針決定がなされる傾向があり、社会における女性の立場が不利な状況となり、ジェンダーギャップを広げます。指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、市の経済に力強さを与え、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から重要です。

社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識に起因して生じた男女の置かれた社会的状況の格差の解消に取り組む必要があります。

●施策の基本的方向

【市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
各種審議会等への女性の参画推進	・すべての審議会等における女性の参画を図るとともに、女性の参画率を高めます。	人権啓発センター 関係各課
適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の職への登用の推進	・男女共同参画の視点を重視した職務分担を図り、能力・適性に応じた職員配置に努めます。 ・女性職員の係長級以上の職への登用を図ります。	人事課
職員研修の充実と機会均等意識の普及	・職員研修の充実を図り、機会均等の意識の普及に努め、個々の能力と個性が発揮しやすい環境を作ります。	人事課

【企業・団体等における男女共同参画の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
企業・団体等における女性の参画推進	・企業・団体等における方針決定過程において女性の参画が進むよう働きかけます。 ・企業における女性の能力開発や職域の拡大に向けた研修会等を開催し、市内事業所へ参加を促し、啓発に努めます。	商工観光課 人権啓発センター

●現状と課題

女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*⁹の実行や働き方改革等の推進を通じて、男女間格差の改善や仕事・地域活動など、あらゆる分野において、女性一人一人が本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境づくりが求められています。

令和3年度市民意識調査の「女性が働きやすい」と思うかの設問に対し、「働き続けにくい」と考える人が74.8%で「働き続けやすい」24.7%を大きく上回っています。働くことの支障となっているのは「育児・介護休業などの制度を利用しにくい」が52.3%で最も多く、続いて「育児・介護施設が十分でない」が46.5%、「不安定な雇用形態が多い」が42.2%でした。女性のパートタイム等の臨時雇いが多いこと、たとえ正規職員であっても結婚や出産の場面において、引き続き勤めにくい職場慣習があると考えられます。また、「家事・育児・介護等について家族の理解や協力が得にくい」の回答が女性47.9%に対し男性は32.5%で、男女のギャップが見られます。「女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を押しつけられたまま就業する女性の負担は大きく、改善のためには男性側の意識改革が重要と考えられます。

また、同調査で女性が仕事を持つことについての問いに、最も多かったのが「子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」が59.3%で、平成27年度市民意識調査（48.3%）から10ポイント増加しており、女性の就業意欲の高まりがみられる中、多様な職業ニーズに応じた各種能力開発の充実が求められます。また、増えるパートタイム労働者の適正な労働条件が確保されるよう努める必要があります。

近年、本市では女性による起業の気運が高まっています。女性の起業家はロールモデルとして若い女性の目標やキャリア教育の教材となり、地域振興にも繋がります。

本市の農業就業人口に占める女性の割合は49.6%で約半数を占めています。今後都市部への女性の流出が続けば、女性の基幹的農業従事者が減少することは確実です。

これまでも女性が新たな発想と取組で農林水産業分野の活性化に取り組んできていますが、農林水産業の持続性を確保するためには、さらなる女性の活躍に向けた支援が必要となります。

●施策の基本的方向

【男女に均等な雇用環境の整備】

具体的施策	施策の内容	所管課
企業の積極的取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 働く女性が増加する中、職場において能力を十分発揮できる環境整備、評価基準の適正化等を推進し、女性がより活躍できる職場環境となるよう県や関係機関と連携し事業主等への普及啓発を図ります。 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及に向けた啓発を進めます。 多様な働き方等を内容とした研修会等を開催し、市内事業所へ参加を促し意識啓発を図ります。 	商工観光課 人権啓発センター
労働相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 男女が均等な労働条件や就業環境で働けるよう、労働者からの各種相談に応じ、国をはじめとする関係機関と連携を図りつつ解決のための適切な対応を行います。 ワークステーション江津による支援や労働者・求職者を 	商工観光課

	対象とした研修会等を開催し、支援を図ります。また、関係団体等からの啓発物の配布等により情報提供に努めます。	
--	---	--

【職業能力の開発の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
職業能力の開発の支援	・女性活躍推進のため、関係機関と連携し、能力開発の機会について情報提供を行います。また、最新技術や実践的な知識・技術・技能を習得するための機会を提供します。	商工観光課 地域振興課
就業機会の拡大と女性人材の育成	・企業誘致、企業活動支援の促進により、女性の就業の場の拡大、充実を図ります。 ・商工業の経営に携わる女性の資質向上を図るため、商工団体等と連携し、研修会等の機会を提供します。	商工観光課

【多様な働き方に対応した環境整備】

具体的施策	施策の内容	所管課
パートタイム労働対策	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」の周知を図り、国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 ・労働者及び求職者を対象とした研修会等を開催し、支援を行います。	商工観光課
新たな就業形態への対応	・多様化した就業ニーズや就業形態に対応するための情報の提供を行います。	商工観光課 人権啓発センター
再就職等に向けた支援	・関係機関と連携し、子育て世代の女性を対象とした再就職セミナーを開催します。 ・相談窓口の周知や、関係機関が開催する研修会の利用促進に向けて広報活動を積極的に行います。	商工観光課
起業家に対する支援	・起業家を育成、支援するため情報提供を行います。 ・女性活躍推進のため、女性の起業に向けた取組を支援します。	商工観光課 地域振興課
女性の活躍の情報収集と事例の紹介	・起業を含む、各分野で活躍する女性の事例をHPや広報紙等で紹介し、女性の参画を促進します。	商工観光課 地域振興課

【農林水産業における男女共同参画の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
農山漁村における固定的性別役割分担意識の解消	・農山漁村における固定的性別役割分担意識の解消を図り、女性の地位の向上に向けた取組を進めるとともに各種研修等で啓発活動に努めます。	農林水産課 農業委員会 人権啓発センター

各種団体等への女性の参画促進	・農業委員会をはじめ各種団体等の意思決定の場への女性の参画促進について働きかけます。	農林水産課 農業委員会
農林水産業における女性人材の育成	・農山漁村において資質向上を図るための研修会等の機会を提供し、リーダー的な役割を果たす女性の育成に努めます。	農林水産課
家族経営協定の締結促進	・女性が快適に農林水産業分野で働くことができる環境をつくるため、家族経営協定の締結を促進します。	農林水産課 農業委員会
女性グループに対する支援	・農業分野において女性営農グループを支援するとともに、起業を望む女性やグループの育成を図るため情報提供を積極的に実施します。	農林水産課

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

●現状と課題

女性も男性も仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事と家庭生活、地域活動、個人の生活など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら働くことが大切となります。

令和3年度市民意識調査では「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について調査しており、現実と希望を比較してみると「仕事と家庭生活をともに優先」（希望39.1%→現実27.5%）、「仕事を優先」（希望5.8%→現実30.3%）となっており、希望としては仕事とともに家庭生活を優先したいのにもかかわらず、現実には仕事優先になっている実態があり、この傾向は特に男性に顕著です。

家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、それらを男女が共に担うべき課題とし、パートナーである男性が家事・子育て・介護等に参画できるような環境整備を推進することが求められます。男性が育児休業等の取得により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行うことは、母親による子育ての孤立化を防ぐ効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントの在り方を見直す契機ともなり、ひいては男女が共に暮らしやすい社会づくりに資することになります。

また、誰もが健康で豊かな生活に向けた働き方や暮らしができるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方を家庭・職場のみならず社会全体に広げていくことが必要になっています。

●施策の基本的方向

【ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着】

具体的施策	施策の内容	所管課
市民、企業、団体等への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や企業、団体等へワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、講演会の開催や関係機関からの啓発物の配布など意識啓発や情報提供を行います。 ・市職員が仕事と家庭の両立を図り、将来のキャリアイメージを持てるよう研修を行います。 ・長時間勤務をなくすよう、市職員全体に意識啓発の取組を行います。 	人権啓発センター 商工観光課 人事課

【子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり】

具体的施策	施策の内容	所管課
育児・介護休業制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業、団体等へ育児・介護休業制度の活用について啓発を行います。 ・市職員が率先して育児・介護休業制度を活用できるような環境整備に努めます。 	商工観光課 人事課
男女共同参画の視点での子育て支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点も踏まえて「江津市子ども・子育て支援事業計画」を推進します。 ・産前教室等の開催により男女の協力の必要性、親としての子育てのあり方等の学習機会を拡充します。 	子育て支援課

子育てサポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・江津市子育てサポートセンターを拠点として市内3カ所の地域子育て支援センターや子育て支援室、及び子育て支援関係機関と連携・協力し、市全体の子育て支援の充実を図ります。 ・産婦の不安や負担を軽減するため、産後ケア事業の利用促進を図ります。 ・ファミリーサポートセンターの会員の増加と利用促進を図ります。 	子育て支援課
教育・保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図るため、幼児教育、乳児保育、延長保育、一時保育の拡充や休日保育、病児及び病後児保育などの多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実を図ります。 	子育て支援課
子育ての相談・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診及び乳幼児相談、発達健康相談、離乳食教室を行い子育て不安の軽減を図ります。 	子育て支援課
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員を配置し、経済的支援の情報提供をはじめとして、ひとり親家庭の実情及び現状を的確に把握するとともに、必要な教育・保育サービス等を適切にコーディネートし、自立を支援します。 	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランに基づき放課後子ども教室との整合性を図りながら一体的かつ連携して推進することにより、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進め、保護者の就業機会の確保に努めます。 	社会教育課
男性に対する家事、育児、介護等の研修機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・産前教室や男性介護者のつどい等の研修機会を提供し、家事、育児、介護などに関するスキルを身に付ける研修の場に多くの男性が参加できるよう呼びかけます。 	子育て支援課 地域包括支援センター 社会教育課 人権啓発センター
介護保険制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス(居宅サービス、施設サービス及び地域密着サービス)の量・質の確保に努めます。 	高齢者障がい者福祉課
介護に関する男女共同参画意識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を社会全体で支える意識の普及を図るとともに、介護についての学習、情報提供の場への男性の参加を促進します。 	高齢者障がい者福祉課
介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・通所による事業、訪問による事業等を組み合わせた最適な介護予防サービスを提供します。 	高齢者障がい者福祉課
介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者教室の開催、経済的支援などできる限り家族介護の支援を推進します。 	高齢者障がい者福祉課
介護にかかる人材の養成確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービスを提供するため、介護サービス従事者の養成支援と資質向上に向けた研修機会の確保に努めます。 	高齢者障がい者福祉課

<p>企業、団体等への取組支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、仕事と家庭の両立ができる職場づくりや働きやすい職場環境づくりを進める企業や団体を支援します。 ・多様な働き方改革等を内容とした研修会等を開催し、市内事業所へ参加を促し支援します。 	<p>商工観光課</p>
---------------------	--	--------------

重点目標4 地域における男女共同参画の推進

●現状と課題

本市の自治会長の女性割合は3.6%で、全国（6.1% 2020年）より低い状況があります。地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる人材の確保が求められ、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要となります。このため地域自治組織と連携して、地域に根強い固定的な性別役割分担意識等を解消し、支え合いの仕組みづくり、地域づくり、人づくりなど様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映するとともに、意思決定過程への女性の参画を促進します。これらを通じ、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築していく必要があります。

●施策の基本的方向

【地域の活動における男女共同参画の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
地域における男女共同参画の意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ交流センター等に男女共同参画に関する情報を提供し、地域活動や青少年の活動等を通して男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。 ・島根県男女共同参画サポーター*¹⁰と連携し、地域における男女共同参画の意識啓発に努めます。 	社会教育課 人権啓発センター
地域で活動する人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・公益信託しまね女性ファンド*¹¹等を活用し、女性を中心とするグループが取組む地域における自主的な活動を支援するとともに、地域で活動する人材の育成に努めます。 	地域振興課 人権啓発センター
地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治組織等において地域づくりなど様々な場面での方針決定の場に女性の参画を進め、女性の意見が反映されるよう働きかけます。 ・地域の活動において性別や年齢等による役割分担意識の解消を図ります。 	地域振興課 総務課 人権啓発センター

基本目標II 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

重点目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶

●現状と課題

女性に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力は自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、その後の人生に支障を来し、貧困や様々な困難にもつながりかねない深刻な問題です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題と言えます。

男女間の暴力では、DV*¹²、性犯罪、性暴力、ストーカー行為*¹³などがあります。これらの問題は潜在化する傾向にあり、特にDVは家庭内で行われる事が多く発覚しにくいいため救済が遅れ、被害が深刻化しやすい特徴があります。また子どもの面前でのDVは児童虐待にあたります。

令和3年度市民意識調査では、DV等の暴力について「直接経験した、または自分の身のまわりに経験した人がいる」と答えた人は全体の30.1%（平成27年 25.5%）となっています。また、セクシュアル・ハラスメント*¹⁴による被害については、「直接経験した、または自分の身のまわりに経験した人がいる」と答えた人は全体の25.0%（平成27年 24.0%）となっており、依然家庭・職場等での人権侵害が高止まりの傾向にあります。近年では、若者を中心としてデートDV*¹⁵が社会問題となっており、将来の配偶者間でのDVにつながる危険性も指摘されています。

男女間の暴力を根絶するためには、幼少期から暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための人権尊重、男女平等の意識を育むことが重要で、中学生、高校生及び大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けての取組が求められます。

被害者支援にあたっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが必要になっています。

●施策の基本的方向

【男女間のあらゆる暴力を根絶するための意識づくり】

具体的施策	施策の内容	所管課
男女間における暴力の実態把握	・潜在しがちな暴力の実態について相談窓口及び市民アンケート調査などを通して把握に努めます。	子育て支援課 人権啓発センター
暴力根絶のための意識啓発	・DV、性犯罪、ストーカー行為などの暴力根絶に向け、研修会・講座・広報等を通じ意識啓発を積極的に行います。 ・DV相談啓発カードやパンフレットを配置し、相談窓口の周知を図ります。 ・若年期からDVやデートDVの予防に対する認識を深めるため若年層を対象とした啓発を行います。	子育て支援課 人権啓発センター 学校教育課

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントは、個人の人権を侵害する行為であるとの認識の徹底を図り、その防止に努めます。 ・事業主に対し、男女雇用機会均等法の定着を図るなかで職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるよう働きかけます。 ・市職員研修を実施し、庁内の防止対策を図ります。 	人権啓発センター 商工観光課 人事課
メディアリテラシー* ¹⁶ の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための啓発を行うとともに、メディア等からの情報の受け取り方や捉え方を学び、適切に活用・発信するためのメディアリテラシー教育の充実を図ります。 	学校教育課 人権啓発センター

【男女間のあらゆる暴力を根絶するための体制整備及び環境整備】

具体的施策	施策の内容	所管課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の立場に立って適切な対応ができるよう、また、被害者に接する際に二次被害を与えることのないよう、研修会等への参加により相談窓口担当者の資質向上に努めます。 ・女性相談センターや児童相談所、警察等の関係機関と連携を取り相談体制の充実を図ります。 ・スクールカウンセラー*¹⁷の全校配置を継続するとともに、児童生徒が相談しやすい環境を確保し、支援に向け関係機関との連携の強化を図ります。 	子育て支援課 学校教育課 関係各課
被害者の保護と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の速やかな安全確保を行い、自立支援のために必要な制度に関する情報提供に努めます。 	子育て支援課 関係各課
市の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係窓口で適切な対応ができるよう、庁内連絡体制を整え、関係課との連携を図ります。 ・被害者を保護するため、住民票の写しの交付等の不当な利用を防止します。 ・被害者の情報を関係課で共有し、個人情報の漏洩のないよう慎重に対応します。 ・県主催の関係機関の連絡会に参加し、連携を強化します。 	子育て支援課 市民生活課 関係各課
暴力根絶のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の肯定や男女差別につながる表現を含む有害図書の回収等を促し、環境の浄化に努めます。 ・防犯に配慮した、公園等の設計、樹木の管理や照明機器の整備等により性犯罪などを誘発しにくい環境づくりに努めます。 ・通学路の安全点検においては防犯の視点も持って行き、関係機関と連携して必要な対策の実施に努めます。 	社会教育課 都市計画課 学校教育課

●現状と課題

男性も女性も各人が身体的特質を十分理解し合い、ともに支えあいながら暮らしていくことが重要です。生涯を通じた男女の健康づくりには、それぞれのライフステージに応じて、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に配慮しながら推進していく必要があります。特に女性の心身の状態は年代によって大きく変化するという特性があり「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）*¹⁸の視点が特に重要です。

思春期・若年期には性に関する教育を児童や生徒の発達段階に応じて進めていくとともに、健康に重大な影響を及ぼす性感染症、喫煙、薬物乱用などに対する正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

近年、女性の就業等の増加、生涯出産数の減少による月経回数の増加、平均寿命の伸長など様々な要因により女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。特に晩婚化等によるハイリスク妊娠・出産が心配され、安全な出産ができ、また地域において安心して子どもを育てることができる環境づくりが求められます。

人生100年時代を見据え、さらなる活躍や「健康」寿命を延ばすために、更年期前後からの健康支援が重要です。男女が互いの健康について理解を深めつつ、健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する必要があります。

●施策の基本的方向

【思春期・若年期における健康づくり】

具体的施策	施策の内容	所管課
発達段階に応じた性に関する学校教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の基本方針に即した適切な性に関する教育を実施します。 ・各発達段階に応じ、授業等を通じて自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成、男女相互の理解と協力等を関連付け、性に関して適切に理解し、行動することができるよう指導を行います。 	学校教育課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期特有の医学的問題、性に関する悩みの相談体制の充実に努めます。 ・児童生徒が自らの体の悩みについて相談しやすい環境を整備します。 	子育て支援課 学校教育課
健康を脅かす問題への対策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV／エイズ*¹⁹・性感染症等について正しい知識や認識の普及を図ります。 ・薬物乱用、喫煙、飲酒、摂食障害などに関する情報提供を行い、正しい理解と防止について意識・啓発を図ります。 	健康医療対策課 学校教育課 子育て支援課

【妊娠・出産等に関する健康支援】

具体的施策	施策の内容	所管課
妊娠・出産等における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。 ・産前教室を開催し、妊娠・出産に対する理解を深め、男性の育児参加に対する意識の啓発に努めます。 ・育児不安の軽減を図るため、保健師による妊婦、新生児の訪問指導を行い、気軽に相談できる体制を整えます。 ・不妊に悩む方に対し、不妊相談や費用の助成などによる支援を行います。 	子育て支援課
喫煙・飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙・飲酒による健康被害や妊娠中の喫煙による影響、子どもへの影響等について情報を提供します。 	子育て支援課 健康医療対策課
高校生への意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生に対し、結婚・妊娠・出産・子育てを含めた、将来のライフデザインを描くための知識や情報の習得、自分の存在や命の尊さを再認識するための「高校生のライフプラン支援事業」を継続して実施します。 	子育て支援課

【中高年期における健康づくり】

具体的施策	施策の内容	所管課
健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の性差に応じた医療を受けられるよう健康に関する様々な問題について診療や相談を受けやすい環境づくりに取り組みます。 ・特定健康診査、健康診査、各種がん検診等の受診体制と事後指導の充実を図り受診率の向上に努めます。 ・がん、脳血管疾患、高血圧などの生活習慣病の予防のため事業所・企業等への啓発に努めます。 ・がんや心疾患予防のため、受動喫煙防止や禁煙サポート等の生活習慣改善対策を進めます。 	健康医療対策課

●現状と課題

女性は経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすいと言えます。また、ひとり親世帯の相対的貧困率は高く、とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯において子が成人した後も続くことに留意する必要があります。

ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、世代間の貧困の連鎖を防止するための取組が求められています。

生活に困窮するすべての人に対し、セーフティネットの機能として多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要とされています。

高齢者や障がい者の介護や支援については、家族の中でも女性が担うケースが多く、女性が負担を感じる場合も少なくありません。男女共同参画を実現するためには、高齢者や障がい者への公的なサービスの充実だけでなく、社会や地域の支えも求められています。さらには、高齢者や障がい者が地域で自立して、安心して暮らせるユニバーサルデザイン^{*20}の考えに基づいた環境づくりを進めていく必要があります。

また、外国人であることやルーツが外国であることによって、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加え、女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれているような場合があることにも考慮しなければなりません。

女性をはじめとする様々な属性を持つ人たちが安心して暮らせるまちを実現するためには、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える全ての人たちに対するきめ細かな支援を行うことが必要になっています。

●施策の基本的方向

【ひとり親家庭・生活困窮者等生活上の困難に対する支援】

具体的施策	施策の内容	所管課
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の実情及び現状を的確に把握し、経済的な自立と生活の安定を図るため、修学や技能習得、公営住宅への優先入居を始めとした住居確保等に係る経済的支援や情報提供を行うとともに、世代間の貧困連鎖を防止するための取組を推進します。 子育て・生活支援、就業支援等の支援が一体的に提供できるよう、関係機関との連携の強化、必要な支援が行き届く相談・支援体制の充実を図ります。 	子育て支援課 学校教育課 社会福祉課 保険年金課 都市計画課
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって、包括的かつ継続的な支援が行われ、経済的な支援だけでなく、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、相談・支援体制の充実・強化を図ります。 公営住宅に係る優先入居等により、居住の安定を支援します。 	社会福祉課 商工観光課 学校教育課 都市計画課

【高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備】

具体的施策	施策の内容	所管課
高齢者及び障がい者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進と障がい者が自分らしく希望する生活が送れるよう、必要な福祉サービスやその他の支援を行うことで自立と社会参加が実現できる体制づくりを推進します。 	高齢者障がい者福祉課 地域包括支援センター
高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者がいきいきと自分らしく暮らすためには、生きがいを持つこと、地域社会と関わりを持つことが大切であり、サロン活動や地域の健康づくりのなど「通いの場」の確保、充実を図り、社会的孤立感の解消、自立生活の支援に努めます。 ・高齢者の希望や体力に応じ、地域社会に密着した臨時的、短期的な雇用就業機会を確保・提供し、活力ある地域社会づくりを目的とするシルバー人材センター事業の拡充を図ります。 	高齢者障がい者福祉課 地域包括支援センター 健康医療対策課
地域の支え合いの仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の能力を地域で活かす取組として、高齢者が支え合いの地域づくりにおける担い手として活躍できる仕組みづくりを進めます。 ・生活支援コーディネーターを中心に、各日常生活圏域で協議体を開催し、地域の生活支援や社会参加に関するニーズを把握し、地域課題の解決に向けて取り組みます。 	高齢者障がい者福祉課 地域包括支援センター
障がい者の自立と自己実現のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で、障がいの種別や特性に応じた切れ目のない支援が提供できる体制整備や相談支援体制の充実を図ります。 ・地域の支援機関や企業等との連携を強化し、障がい者の適性に応じた就労場所の確保、適切な就労支援を進めます。 ・障がい者の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等を支援します。 	高齢者障がい者福祉課
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者の権利擁護の観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての普及・啓発、利用促進を図ります。 ・権利擁護に関する相談・支援や制度等の利用促進など、関係機関が連携し、権利擁護の推進をするための中核機関の設置を検討します。 ・高齢者、障がい者の虐待の相談窓口を設置し、早期発 	高齢者障がい者福祉課 地域包括支援センター 社会福祉課 人権啓発センター

	見や適切な対応ができるよう体制の強化を図ります。また、虐待の解消、防止に向けた見守りなど関係機関との連携強化を進めます。	
居住の安定の支援	・高齢者・障がい者が安全で快適に暮らせるよう住宅リフォームによるバリアフリー化を推進するとともに、公営住宅に係る優先入居等により、居住の安定を支援します。	都市計画課

【外国人が安心して暮らせるまちづくりの推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
外国人に対する理解の促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、グローバル化の推進に向けて市民への意識啓発を行います。 ・市民レベルの異文化理解のため、交流団体との連携を進めます。 ・外国語による様々な生活上の情報提供に努めるとともに、外国人が快適な生活を送れるよう相談窓口や通訳ボランティアなどの充実に努めます。 	政策企画課 人権啓発センター
国際理解の学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校への外国語指導助手の派遣や、地域に居住する外国人との交流を通じて、外国語や外国の文化に触れることで、諸外国や日本の良さについてお互いに認め合う活動を推進します。 	学校教育課

【人権尊重の観点からの啓発・教育】

具体的施策	施策の内容	所管課
啓発活動・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間等において、関係機関と連携し、人権尊重を呼びかけます。人権意識高揚のための講演会などを開催、啓発活動を推進します。 ・個人の人権を尊重する意識形成のため学校での人権・同和教育を推進します。 ・社会の慣習等にとらわれず、生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、地域コミュニティ交流センター等の生涯学習の場における人権・同和教育を推進します。 ・市職員の人権啓発と研修の充実に努めます。 	人権啓発センター 人権同和教育課 学校教育課 社会教育課 人事課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員や民生児童委員などの関係機関と連携を図り、相談窓口を充実させます。 	人権啓発センター 社会福祉課

重点目標8 防災対策における男女共同参画の推進

●現状と課題

近年、本市でも自然災害が多発していることから日頃から十分な備えが必要です。災害の発生により女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けます。人口の半数は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強いまちの実現にとって重要です。

非常時においては女性への負担の集中や困難の深刻化、暴力などジェンダー問題が拡大・強化される傾向があります。防災計画を立てるにあたって男女双方の視点を取り入れるために、防災に対する平常時の備え、災害時、復旧・復興などの方針を決定する過程への女性の参画拡大を図ることが必要です。さらに災害時には、女性専用相談窓口の設置や避難所において男女のニーズの違いを考慮した運営等がなされるよう女性要員の参画が求められます。

●施策の基本的方向

【防災対策に関する政策・方針の決定過程への女性の参画拡大】

具体的施策	施策の内容	所管課
防災会議への女性委員登用推進	・市の防災会議において女性委員を積極的に登用します。	総務課
災害対応時の性別等多様性に配慮した運営の推進と啓発	・災害対策本部に女性をはじめ、多様性に配慮した意見を聴取する環境を整備し、災害対応時の現場に反映できる体制を構築します。 ・災害対応における男女共同参画の視点からの取組に関する研修を行い、市職員の意識啓発を図ります。	総務課 人権啓発センター

【男女共同参画の視点を取り入れた防災対策】

具体的施策	施策の内容	所管課
男女のニーズの違いを把握した防災・災害復興対策の推進	・男女双方の視点に立った江津市地域防災計画の推進を図ります。 ・災害時における女性相談窓口の設置、育児支援、心のケア等において女性を支援する体制の整備の検討を行います。 ・避難所において男女のニーズの違いや、障がいの有無などに配慮した運営を行います。 ・自主防災組織等においての方針決定の場に女性の参画を進め、女性の意見が反映されるよう働きかけます。 ・各地区の避難所運営に携わる職員に女性職員を配置し、女性の視点を考慮した運営に努めます。	総務課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

重点目標 9 社会的慣行の見直しと意識の改革

●現状と課題

人権の尊重、男女個人の尊厳の確立は社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。しかし長い歴史の中で作られた性別による固定的な役割分担意識は未だ根強く残っています。令和3年度市民意識調査では「男は仕事、女は家庭」の考え方に賛成の割合は23.0%で、平成27年に比べ約9ポイント下がり、徐々に意識も変化していることが読み取れます。次に「男女の地位の平等感」をみると「社会通念・しきたり」では男性のほうが優遇されていると考える人が82.6%に上り「社会全体」では79.5%で、8割の人が男性優位の社会であると答えています。

男女一人一人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮することが、男女がともに活躍できる多様性に富んだ活力ある社会の実現に繋がります。そのためには、性別に関わりなく個人としての尊厳が確立されるよう理解の促進と性別による固定的な社会的慣行を見直すことが必要です。令和3年度市民意識調査で男女平等に何が必要かとの問いに対して半数を超える人(51.3%)が、「社会通念・慣習等を改める教育・啓発の充実」と答えており、あらゆる機会を捉えた教育や意識啓発が求められています。

●施策の基本的方向

【男女共同参画に関する広報・啓発活動の展開】

具体的施策	施策の内容	所管課
意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・市民をはじめ、企業、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開し、講演会等を開催します。・島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域における男女共同参画の意識啓発に努めます。・市が作成する刊行物やホームページなどの内容、表現を男女の人権尊重の観点から点検し、必要に応じ見直しを行います。また、事業所等に対しても同様の働きかけをします。	人権啓発センター 総務課
市職員に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・講演会等の情報の提供や研修の実施により市職員に対する意識啓発を図ります。	人事課 人権啓発センター
男女共同参画に関する法令、条例、計画の周知	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図るため法令や制度、市の条例や計画等について市民、企業等への周知に努めます。	人権啓発センター

【男性や若者にとっての男女共同参画の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
男性への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象とした男女共同参画意識づくりを促進し、家事・育児・介護などに関するスキルを身に付けるため男の生活応援塾を開催します。 	人権啓発センター 関係各課
若者への男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした県主催の事業を広報やホームページに掲載します。 ・若年期からDVやデートDVの予防に対する認識を深めるため若年層を対象とした啓発を行います。(再掲) 	子育て支援課 人権啓発センター

重点目標10 男女共同参画に関する学習・教育の推進

●現状と課題

男女共同参画への理解を深めるためには、教育が大きな役割を果たすことから、幼児教育から学校、家庭、地域などにおける教育力の向上を図り、様々な場面で男女共同参画に関する教育・学習を推進していく必要があります。

また、幼少期から性自認等で違和感を持つ子どもがいることを踏まえ、個人差に留意しつつ固定的な性別役割分担意識を植えつけることのない保育が求められています。そして、学校における性的指向・性自認（性同一性）*²¹に係る児童生徒等への適切な対応や支援体制の構築が求められています。

男女共同参画社会の形成にあたっては、社会教育が果たす役割は大きく、地域活動と連携を深め、男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実を図っていく必要があります。幼少のころから植え付けられた無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による性の固定観念で悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図る必要があります。

●施策の基本的方向

【学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
保育及び幼児教育における男女共同参画に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの個人差に留意しつつ固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないような保育が行われるよう、保育所・こども園職員への研修を実施します。 ・保育所・こども園職員研修等において、男女共同参画に関する研修の開催と研修内容の充実が図られるよう研修資料の収集、紹介に努めます。 	子育て支援課 人権啓発センター
学校教育における男女共同参画に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に行動できる自立の意識および人権の尊重、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう、研修資料の収集や情報の提供に努め、指導の充実を図ります。 	学校教育課
学校をとりまく場での男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営やPTA活動などにおいては、男女共同参画を前提に進めるように努めます。 	学校教育課 社会教育課
教職員の男女共同参画に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が男女共同参画の理念を正しく理解し、意識を高め、実践に繋げていくため、研修等をより一層推進します。 	学校教育課

【家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進】

具体的施策	施策の内容	所管課
地域における男女共同参画に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ交流センター等に男女共同参画に関する情報を提供し、地域活動や青少年の活動等を通して男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。 (再掲) ・島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域における男女共同参画の意識啓発に努めます。(再掲) 	社会教育課 人権啓発センター

男女共同参画の意識を育てる家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAや関係機関と連携を図り、家庭教育における男女共同参画の重要性について認識を深めるよう働きかけます。 ・家庭における教育の重要性について親の気づきを促すため、親学プログラム*²²の普及に努めます。 	社会教育課
----------------------	---	-------

【性的指向・性自認に関する教育及び性の多様性への理解促進】

具体的施策	施策の内容	所管課
多様な性のあり方への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認・性的指向など性の多様性に関する理解を促進するため、市職員をはじめ市民や企業、学校等における研修会の開催や啓発活動に努めます。 	人権啓発センター
性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒等への適切な対応や相談体制の充実・関係機関との連携を含む支援体制を促します。 	学校教育課

第3章 計画の推進

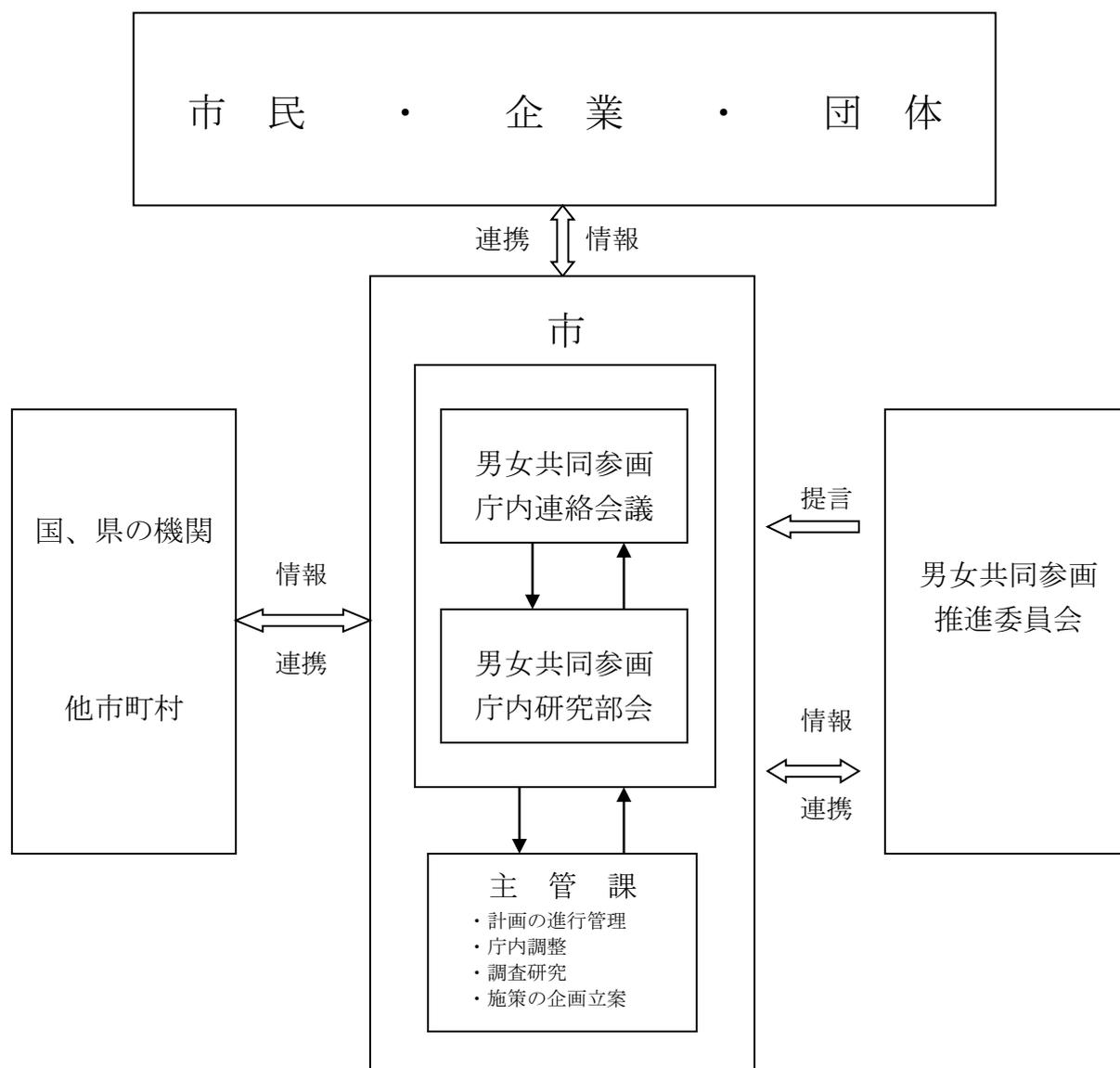
1 推進体制の充実・強化

- ・「江津市男女共同参画推進委員会」により、諸施策の推進を総合的、計画的、効率的に推進する体制の充実、強化を図ります。
- ・計画に基づいて施策を総合的、計画的、効率的に推進するため、市民部門参事、関係各課長からなる「男女共同参画庁内連絡会議」及び庁内各課職員からなる「男女共同参画庁内研究部会」と密接な連携を図ります。
- ・計画の実効性をより高めるため、県・関係機関や団体等との連携を図り、本計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

- ・計画の施策の実効性を高めるため、毎年、諸施策の実施状況を調査し、数値目標と照らし合わせ、進捗状況を把握します。

3 計画の推進体制



用語解説

*1 ジェンダーギャップ指数（男女格差指数）

各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。世界経済フォーラムが経済・教育・健康・政治の4分野について、合計14の指標の男女差を算出し、2006（平成18）年より毎年発表している。2021年3月の発表では、日本は156か国中120位で先進国の中でも最低レベル、アジアの中でも韓国や中国、アセアン諸国より低い（男女格差が大きい）結果となった。

*2 ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

*3 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

*4 えるぼし

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」に基づく認定制度で、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業について、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる。

*5 しまね女性の活躍応援企業

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等を策定し、女性活躍推進に積極的に取り組む企業・団体。県に登録され優遇措置を得られる。

*6 くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請することで「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受けることができる認定制度。

*7 しまね子育て応援企業（こころカンパニー）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育てがしやすい職場環境づくりをめざす企業・団体。県が認定し優遇措置を得られる。

*8 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

*9 積極的改善措置（ポジティブアクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するにあたって、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極

的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入が必要となる。

***10 島根県男女共同参画サポーター**

県内各地域の男女共同参画を推進するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動等を行う人。

***11 公益信託しまね女性ファンド**

女性が中心となって活動している団体やグループに対して男女共同参画社会づくりなどに向けた活動について、その諸経費の一部を助成する制度。

***12 DV (ドメスティック・バイオレンス)**

配偶者やパートナー等密接な関係にあるものからふるわれる身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力。

***13 ストーカー行為**

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対してつきまとい等を繰り返して行うこと。

***14 セクシュアル・ハラスメント**

相手方の意に反する性的な言動によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、職場の環境を悪化させたりすること。

***15 デートDV**

中学生・高校生を含む10代20代の若年層の間で起きている、恋人・交際相手による様々な暴力。

***16 メディアリテラシー**

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

***17 スクールカウンセラー**

いじめや不登校など学校で起こる問題の対策として、児童・生徒・保護者そして教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

***18 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)**

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)は、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び翌年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力

がなされなければならない。」とされている。

***19 HIV/エイズ**

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)が感染して、体の免疫力の低下によって様々な症状が出た状態をエイズ(AIDS 後天性免疫不全症候群)という。

***20 ユニバーサルデザイン**

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現するべきという考え方。

***21 性的指向・性自認(性同一性)**

性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。

***22 親学プログラム**

親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことを狙いとする学習プログラム。参加者同士が交流しながら、自ら気づき考えることを重視する参加型の学習方法を用いている。

資料編

1 江津市男女共同参画推進委員名簿

(令和4年3月現在)

氏名	職業・所属団体	備考
小 笹 千 穂	社会福祉法人いわみ福祉会	
服 部 恭 子	人権擁護委員	
服 部 由 美	学校司書・親学ファシリテーター	
花 田 寿 美	男女共同参画サポーター	
林 理 恵 子	江津市体育協会	
船津 ゆかり	NPO法人 ちゃいるどりーむ	
盆子原 健	江津市PTA連合会	
森 脇 専 二	谷住郷地域まちづくり協議会	
安原 八千子	江津市連合婦人会	
脇 田 郁 夫	江津市商工会議所	

2 計画策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和3年 5月11日～31日	男女共同参画に関する 市民の意識・実態調査	・男女の役割,女性と仕事,女性 の人権等、全17問のアンケート
12月21日	第1回 江津市男女共同参画推進委員会	・現状と課題整理、 新計画の構成検討
令和4年 1月20日	第2回 江津市男女共同参画推進委員会	・中間とりまとめ(素案)について 協議
2月16日	第3回 江津市男女共同参画推進委員会	・計画(案)について協議
2月24日 ～3月25日	計画(案)に対するパブリックコメ ント実施	

3 江津市男女共同参画推進条例

平成13年3月21日

条例第8号

改正 平成14年9月24日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の基本理念を明確にし、その実現に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において公的機関、民間を問わず事業を行うものをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別により差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担などによる社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の理解や協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活においてその家庭におけるそれぞれの責任を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として行わなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画について、市民、事業者の理解が深まるよう、必要な普及啓発を行うものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当り、国、県、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

- 2 市民は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的な取り扱い

(2) 他の者を不快にさせる性的な言動

(3) 夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待

(計画の推進)

第8条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、江津市男女共同参画推進計画（パートナープランごうつ）に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(積極的改善措置の推進)

第9条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民相談等)

第10条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対し、関係機関等との連携を図るなど解決に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第11条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画推進のための施策を効果的に実施するため男女共同参画に関する調査研究に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんが

み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認

めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取りけされた場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する

事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他

のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定
公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 男女共同参画に関する市民の意識・実態調査の概要

●調査の対象

市内在住の満18歳以上の男女

●標本数

1,000人

●調査方法

郵送による配布・回収

●調査期間

令和3年5月11日（火）～ 令和3年5月31日（月）

●調査内容

男女の役割、女性と仕事、仕事と家庭生活・地域・個人、女性の人権、男女共同参画に関する施策。全17問のアンケート

●回収結果

配布標本数 1,000人

回収数 396人

有効回収数 396人（女性219人、男性160人、性別不明17人）

●調査結果

(1)男女の役割などについて

▼男女の平等感

- ・男女の地位の平等感については、「学校教育の場で」は男女の平等感が高いものの、その他の場では男性の方が優遇されていると感じている人が多い。特に「政治の場で」「社会通念・慣習・しきたりにおいて」は8割の人が男性の方が優遇されていると感じている。
- ・男女別にみると、全ての場において女性の方が男性よりも平等感が低くなっており、男女間の意識差は否めない。特に「政治の場」や「法律や制度の上」で差が大きい。

(%)

	H27年度			R3年度		
	男性優遇	平等	女性優遇	男性優遇	平等	女性優遇
家庭生活上で	49.4	39.3	5.9	59.8	34.1	4.3
職場で	46.2	37.1	6.6	51.0	36.6	8.9
地域活動で	40.3	44.0	8.5	45.3	43.4	7.8
学校教育で	17.6	67.1	3.2	25.5	66.4	2.5
政治の場で	70.1	20.2	1.8	81.3	13.9	1.8
法律や制度上で	43.1	42.5	6.2	51.4	37.8	8.3
社会通念・慣習しきたりなどで	74.1	16.0	2.5	82.6	12.1	1.8
社会全体で				79.5	13.9	3.3

「男性優遇」＝「男性の方が非常に優遇」＋「どちらかといえば男性の方が優遇」

「女性優遇」＝「女性の方が非常に優遇」＋「どちらかといえば女性の方が優遇」

▼性別役割分担等に関する意識

- ・典型的な性別役割分担意識を示す「男は仕事、女は家庭」という考え方については、75.8%が否定的で、前回調査よりも否定的割合が増えており、徐々に意識も変化していることがうかがえる

(%)

	H22年度	H27年度	R3年度	県R元年度
「男は仕事女は家庭」に対する否定的意識	54.4	65.2	76.0	70.7

否定的意識＝「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」

肯定的意識＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

(2)女性と仕事について

▼女性の就業

- ・女性が仕事を持つことについて、結婚・出産を経、子育てをしながら働き続けた方がよい考える人が6割にのぼり、子育て後に再就職する方がよいとする割合の約3倍となっている。
- ・仕事を持たない、結婚または出産後は仕事を持たない方がよいと答えた人は8%だった。

(%)

	H22年度	H27年度	R3年度	県R元年度
就労継続型	38.2	48.3	59.3	53.1
中断後の再就職型	40.0	32.9	20.5	26.5

就労継続型＝子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい

中断後の再就職型＝子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい

- ・「女性が働き続けやすい」と思うかの問いには、74.8%のひとが「女性は働き続けにくい」と認識していて、「働き続けやすい」の24.7%を大きく上回っている。
- ・働き続けるために支障となっているものとしては、「育児・介護休業法などの制度を利用しにくい雰囲気がある」(52.3%)、「育児・介護施設が十分でない」(46.5%)、「短期契約、パートタイム。臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い」(42.2%)が多く選択された。

(3)仕事と家庭生活・地域・個人の生活について

▼仕事と家庭生活、地域・個人の生活のバランス

- ・ワーク・ライフ・バランスについて希望としては「仕事と家庭生活をともに優先したい」(39.1%)の割合が最も高いが、現実には「ともに優先している」は27.5%となり、「仕事を優先している」が30.3%で最も多い。特に男性の仕事の優先度は37.5%と高くなっている。
- ・家庭における実態として、家事・育児・介護の担い手は、「該当する仕事はない」場合を除いてすべて「妻」がすることが多くなっている。前回の調査と比較すると、家事についてはわずかながら「妻」の割合が減っているものの、「子育て・介護」においては「妻」の割合が増えている。また、男女別にみると意識に大きな差がある。
- ・男性と女性が共に家庭や地域活動に参加するためには、「社会通念、慣習、しきたりを改める」(60.9%)、「家事分担について話し合う」(54.5%)、「労働時間短縮や休暇制度の充実」(48.0%)の順に高くなっている。

(4)女性の人権について

▼女性への暴力

- ・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の被害経験については、女性で直接自分が経験したことのある人が全体で、10.6%、身近な人も含めた被害経験者は25.0%となっている。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験では、女性で直接自分が経験した人が9.9%、身近な人も含めた被害経験者は30.1%に上り、平成27年調査結果の8.0%、29.1%からわずかだが増えている。
- ・DVが起きる背景・要因としては「現代社会はストレスが大きい」（46.5%）、「配偶者間のコミュニケーションが取れていない」（41.7%）が多く選択され、男女別にみると、女性は「配偶者暴力を容認する社会通念がある」（42.0%）、「男(女)はこうあるべきという概念がある」（42.9%）、「女性に対する差別的な意識がある」（40.6%）と感じている人の比率が高くなっている。
- ・女性への暴力をなくす方策としては、「被害女性のための相談機関や保護施設の整備」（52.5%）、「学校や家庭での男女平等や性についての教育の充実」（48.7%）「差別や暴力を許さない人権尊重の教育の充実（48.5%）、の順で多く選択されている。

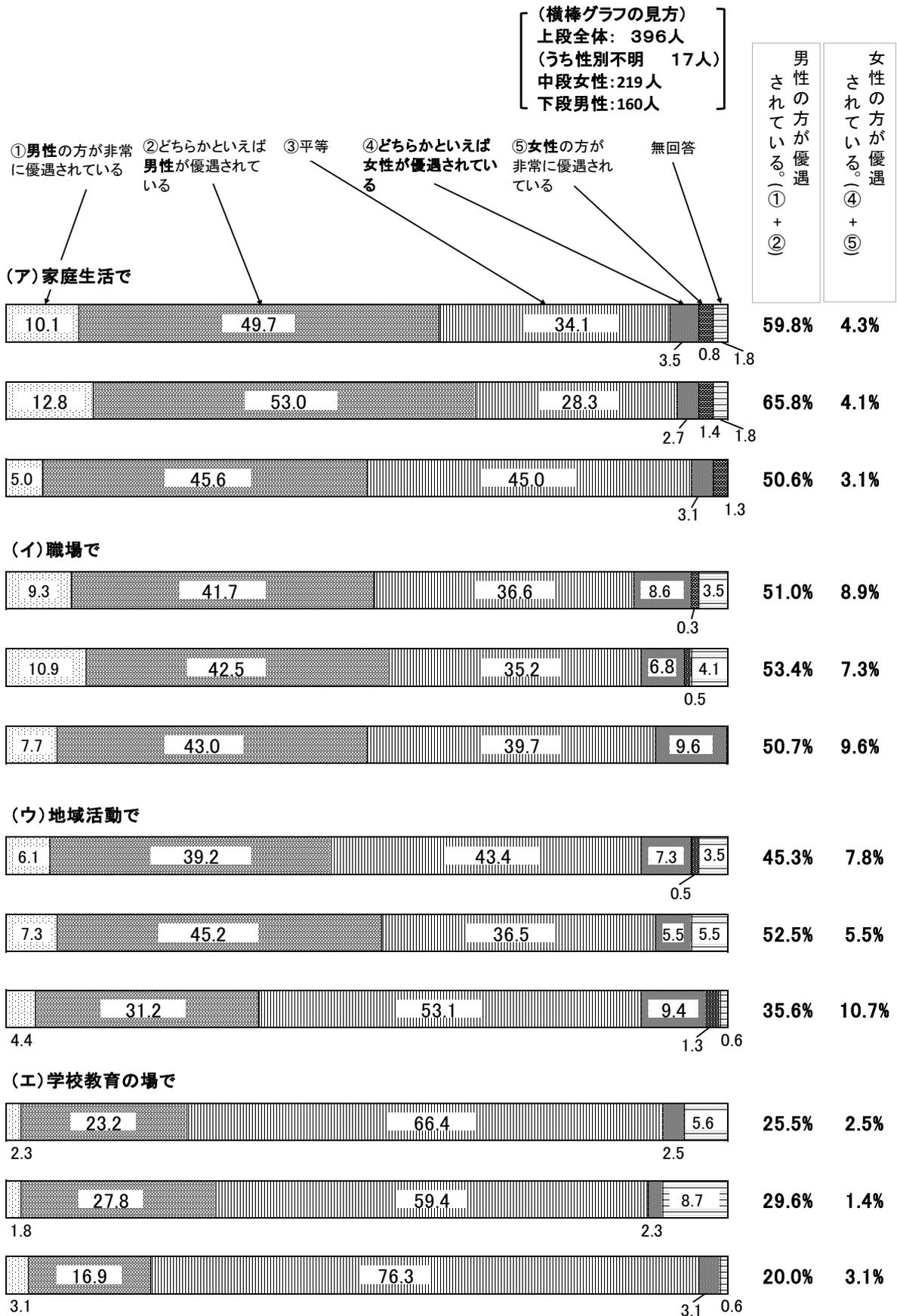
(5)男女共同参画に関する施策について

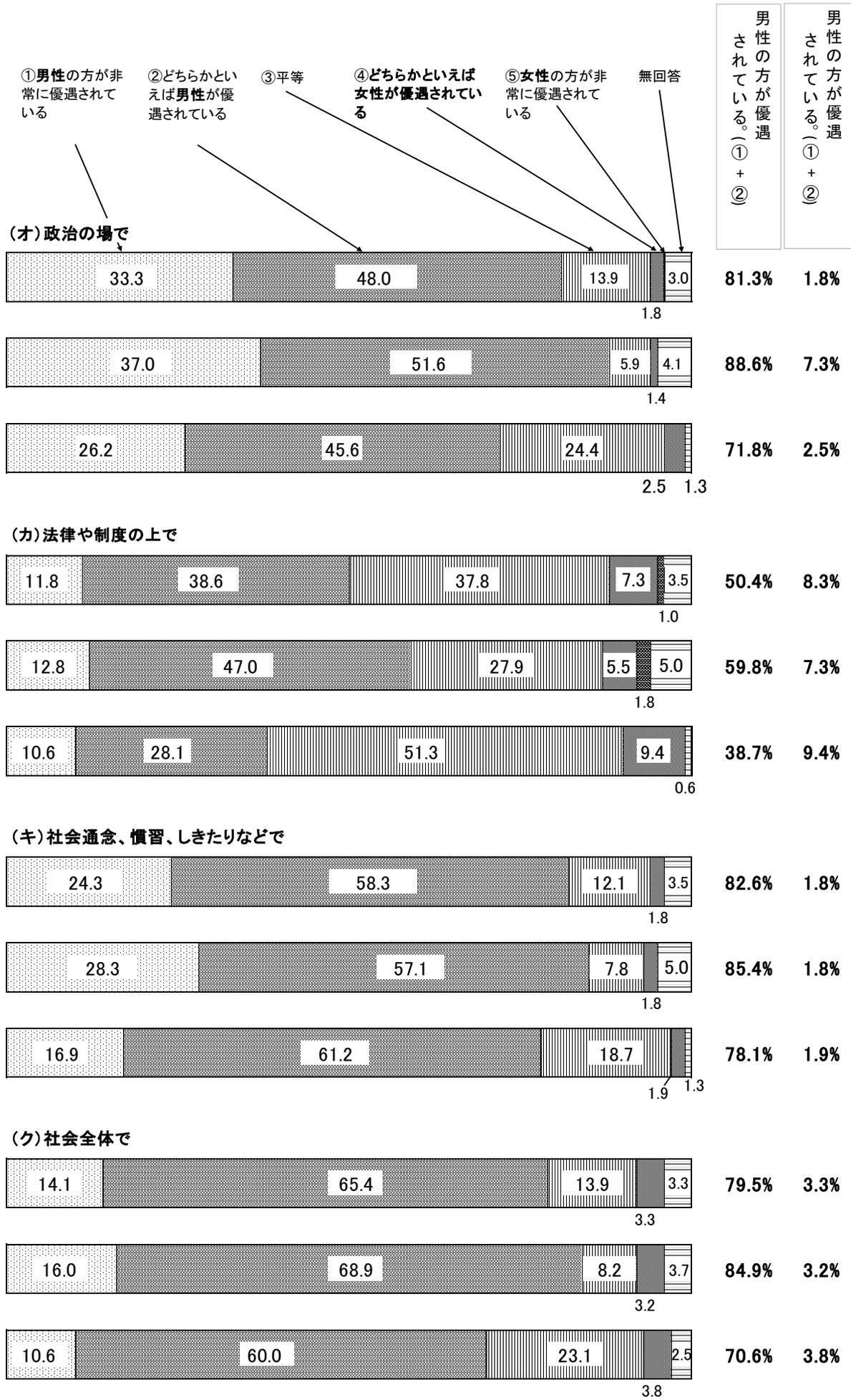
▼法律等の認知度

- ・認知度については、「男女雇用機会均等法」（90.9%）、「育児・介護休業法」（89.4%）、「DV防止法」（81.8%）の順で高い結果となった。「江津市男女共同参画推進条例」は47.2%、「江津市男女共同参画推進計画」は52.7%と半数の認知度だった。平成28年度から施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の認知度は44.1%（H27年30.9%）で13.2%増加している。
- ・男女共同参画社会形成のために、もっと充実すべき施策として、「子育て・介護で退職した人の再就職支援」（85.6%・87.1%）、「育児・介護休業制度の充実」（82.8%・82.8%）、「子育て・介護の施設やサービスの充実」（73.7%・75.5%）の順で多く選択された。また、「学校教育の場で、男女の平等や相互理解に関する学習の充実」（73.4%）も多く、幼少期からの教育・啓発が重要視されている。

■男女の地位の平等感

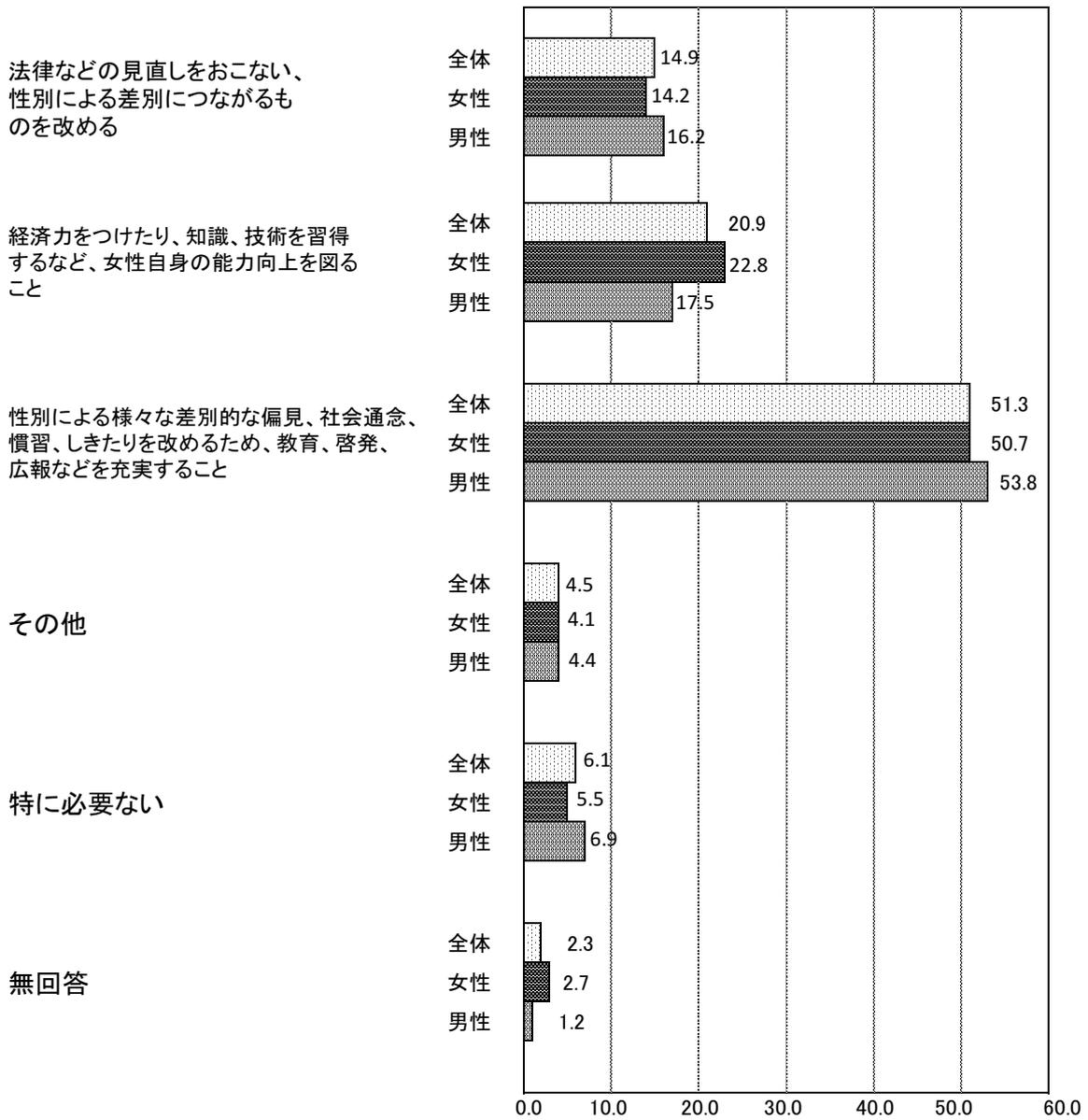
問：一般的に次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(単位：%)





問： あなたは、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、
 どのようなことが最も必要だと思いますか。（単位：%）

〔（横棒グラフの見方）
 上段全体： 396人
 （うち性別不明 17人）
 中段女性：219人
 下段男性：160人〕

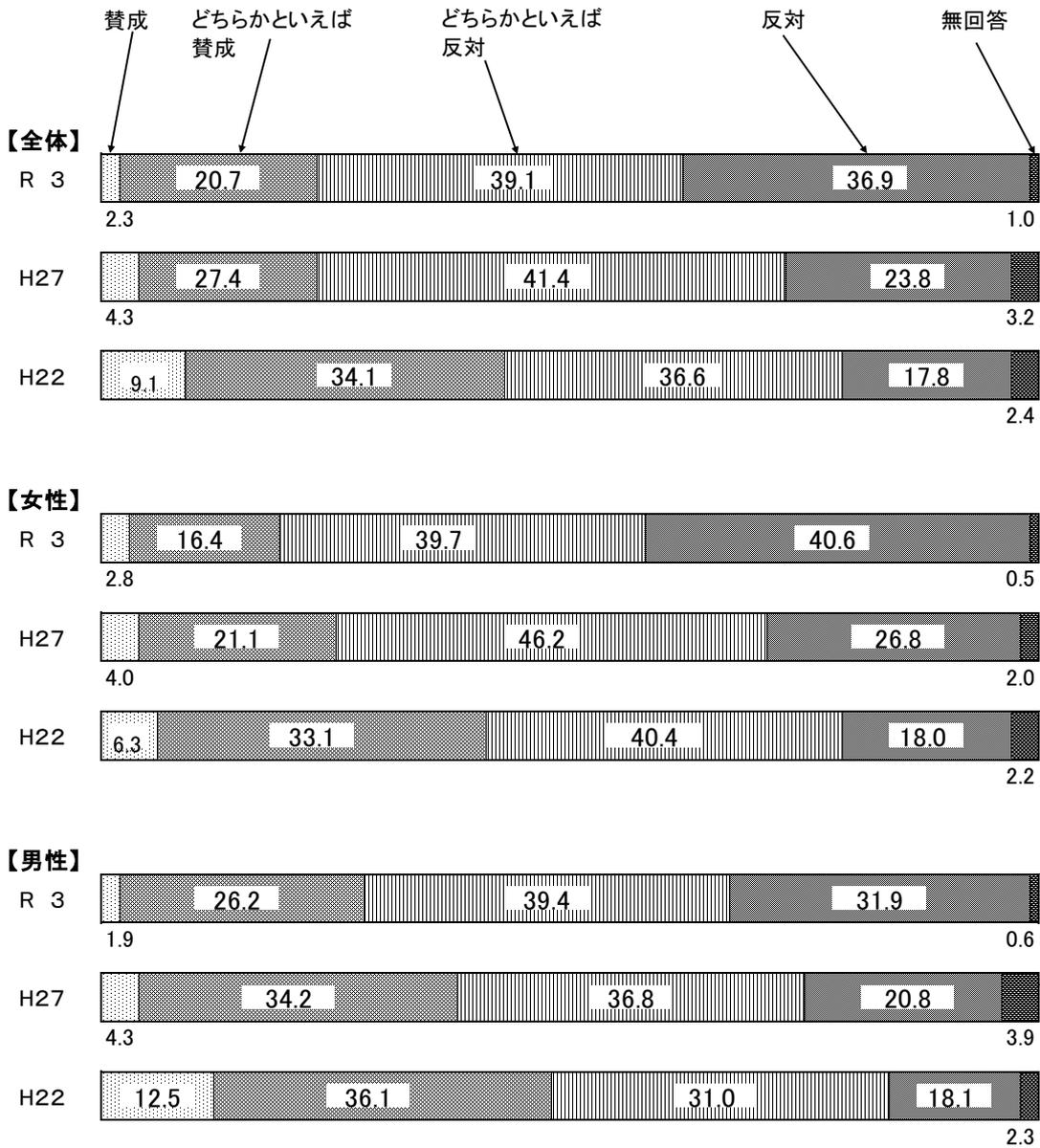


■性別役割分担に関する意識

問： 男女の役割について、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、
あなたはどのように思いますか。(単位：%)

(横棒グラフの見方)

令和 3年度	全体: 396人	女性: 219人	男性: 160人	性別不明: 17人
平成27年度	全体: 563人	女性: 299人	男性: 231人	性別不明: 33人
平成22年度	全体: 495人	女性: 272人	男性: 216人	性別不明: 7人

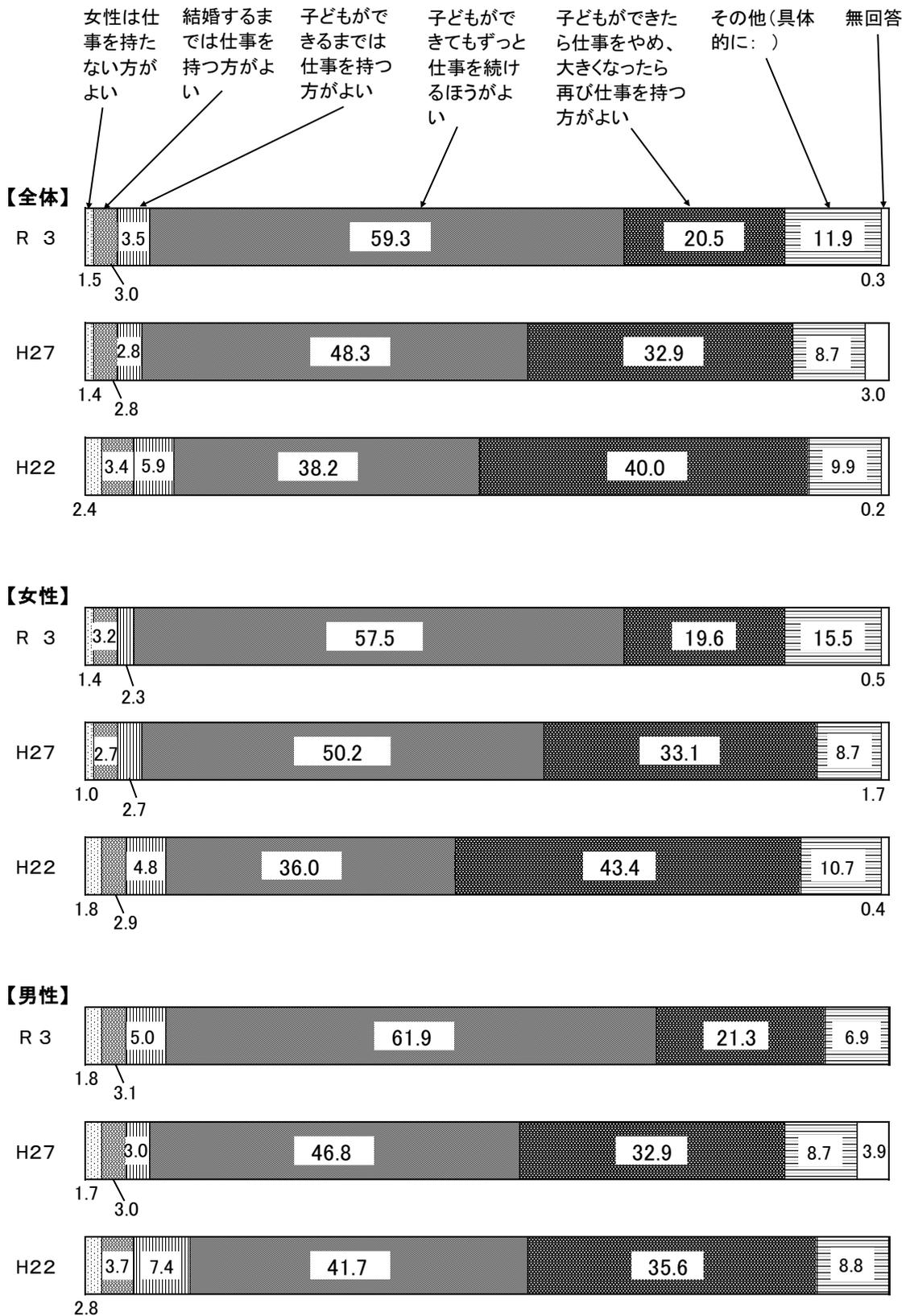


■女性と仕事について

問： 一般的に女性が仕事をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。
(単位：%)

(横棒グラフの見方)

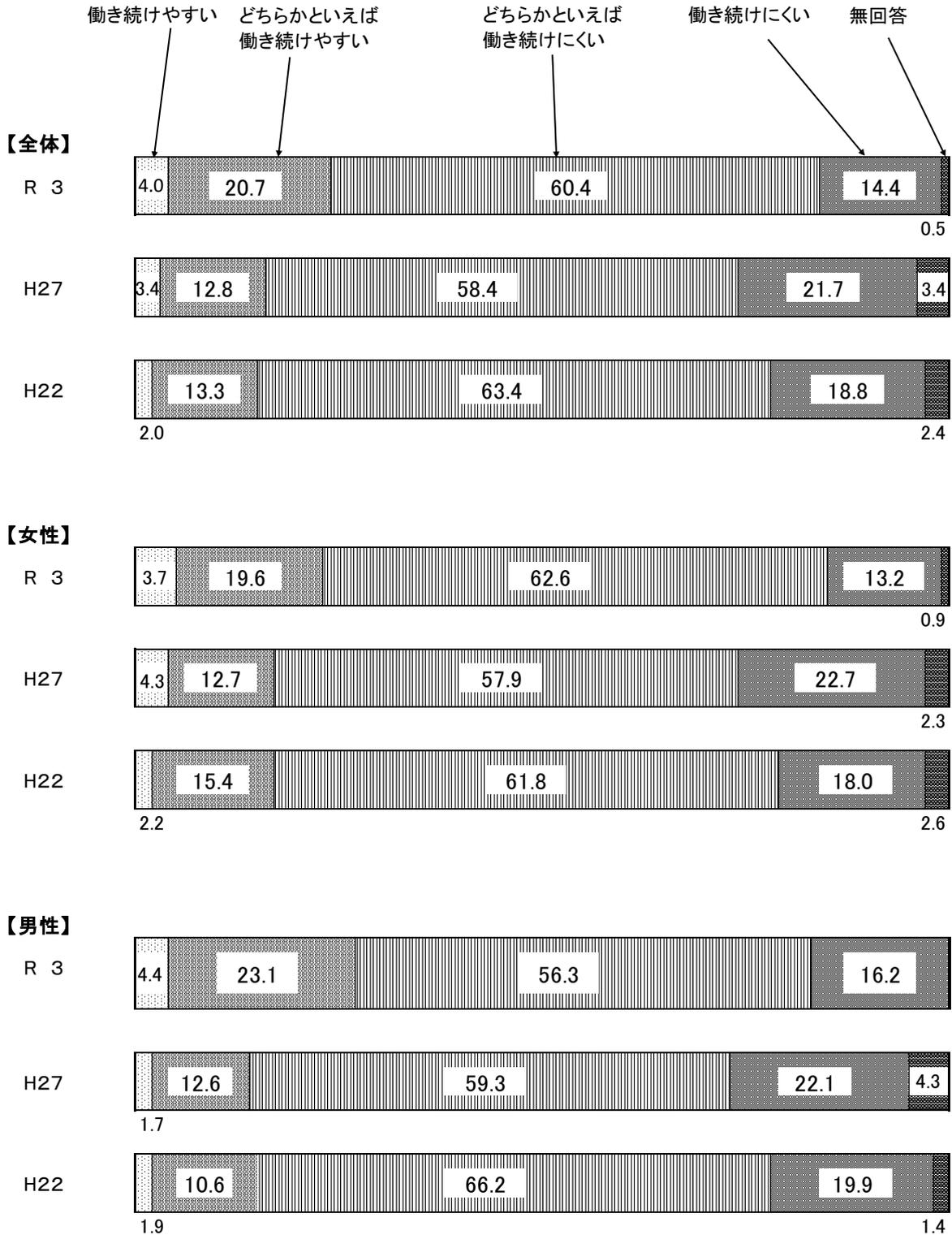
令和3年度 全体：396人 女性：219人 男性：160人 性別不明：17人
平成27年度 全体：563人 女性：299人 男性：231人 性別不明：33人
平成22年度 全体：495人 女性：272人 男性：216人 性別不明：7人



問： 一般的に女性が働き続けていくことについて、現在どのような状況にあると思
 いますか。(単位：%)

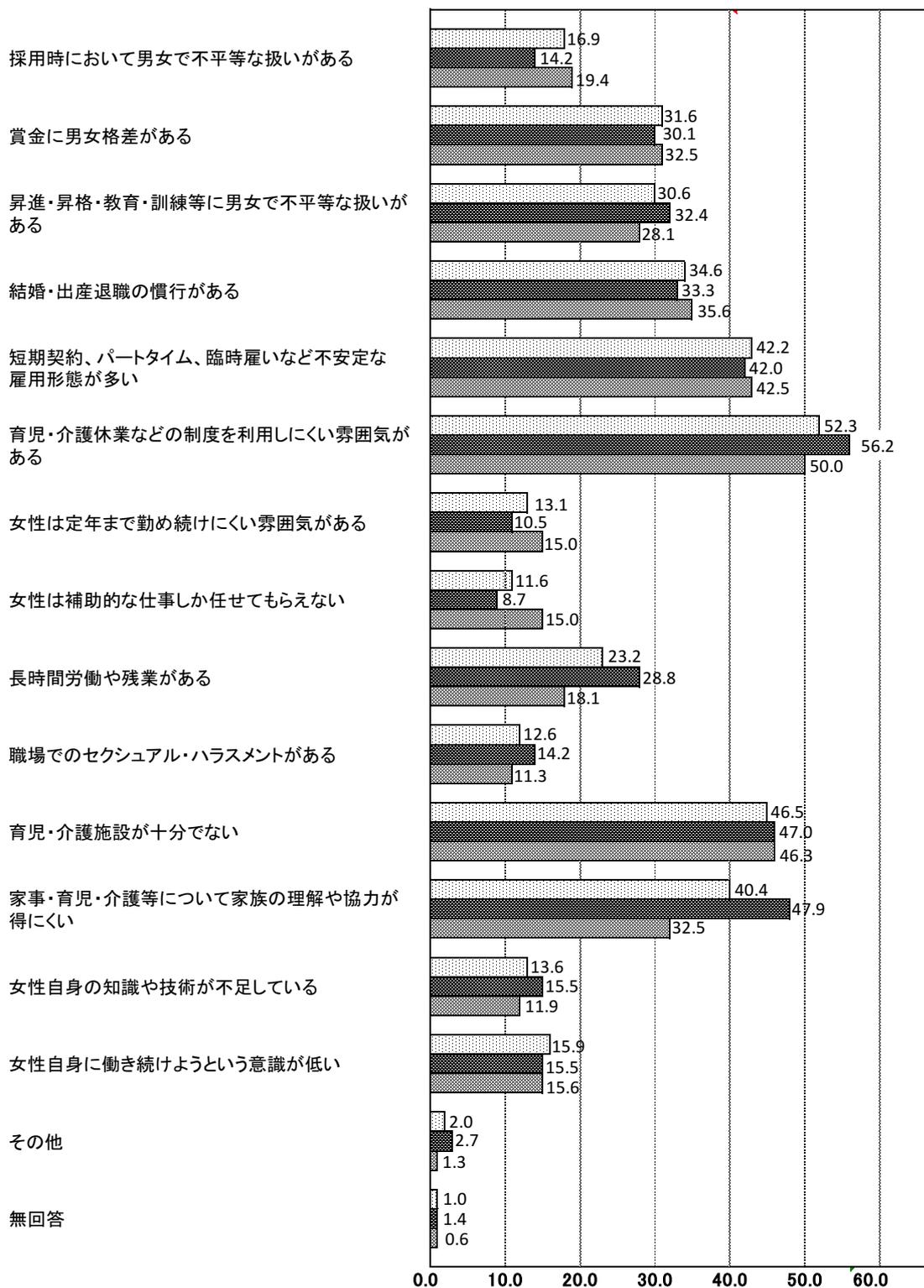
(横棒グラフの見方)

令和 3年度 全体:396人 女性:219人 男性:160人 性別不明:17人
 平成27年度 全体:563人 女性:299人 男性:231人 性別不明:33人
 平成22年度 全体:495人 女性:272人 男性:216人 性別不明:7人



問： 女性が働き続けていくうえで、支障となっているのはどのようなことだと思いますか。(複数回答)(単位:%)

(横棒グラフの見方)
 上段全体: 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性: 219人
 下段男性: 160人

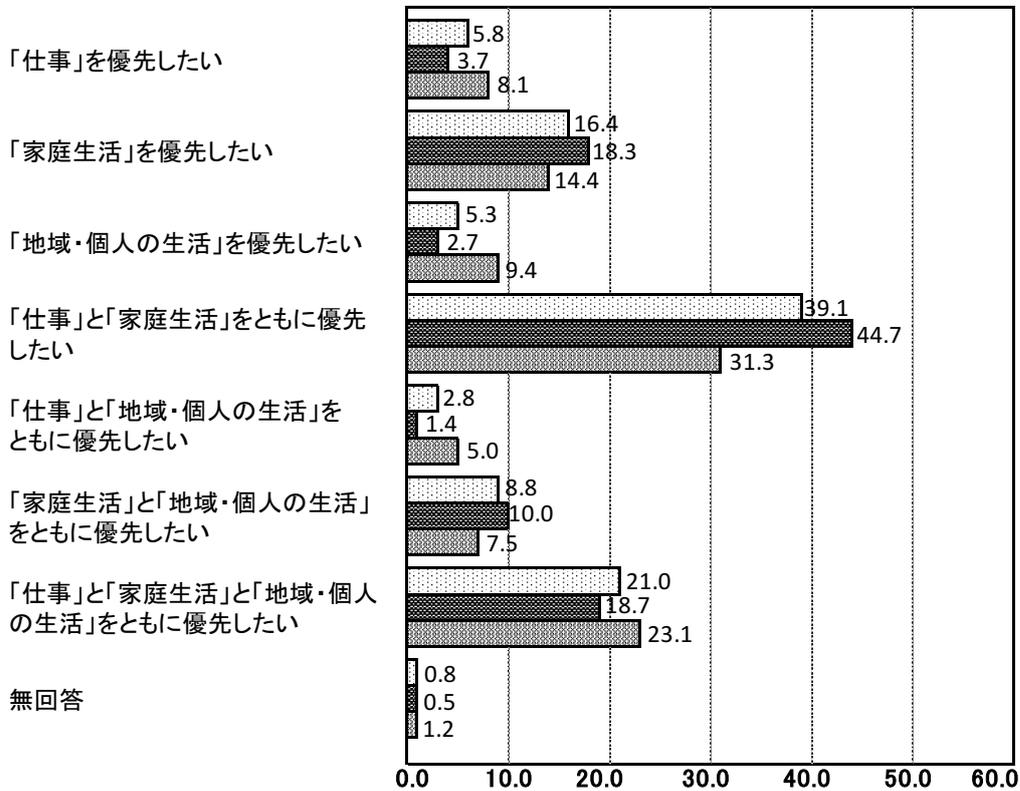


■仕事・家庭生活、地域、個人の生活優先度(男女別)

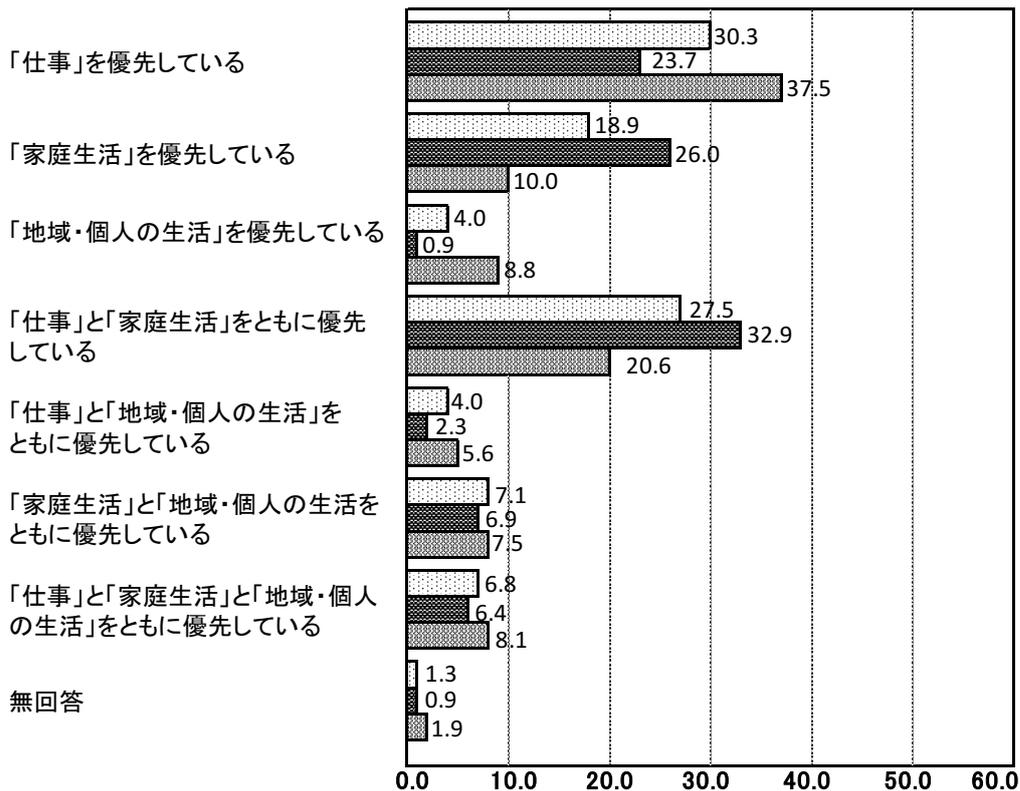
問：生活のなかでの、仕事と家庭生活または地域・個人の生活の優先度について、お聞かせください。(単位：%)

(横棒グラフの見方)
上段全体：396人
(うち性別不明 17人)
中段女性：219人
下段男性：160人

(1)あなたの希望に最も近いものはどれですか。【希望】



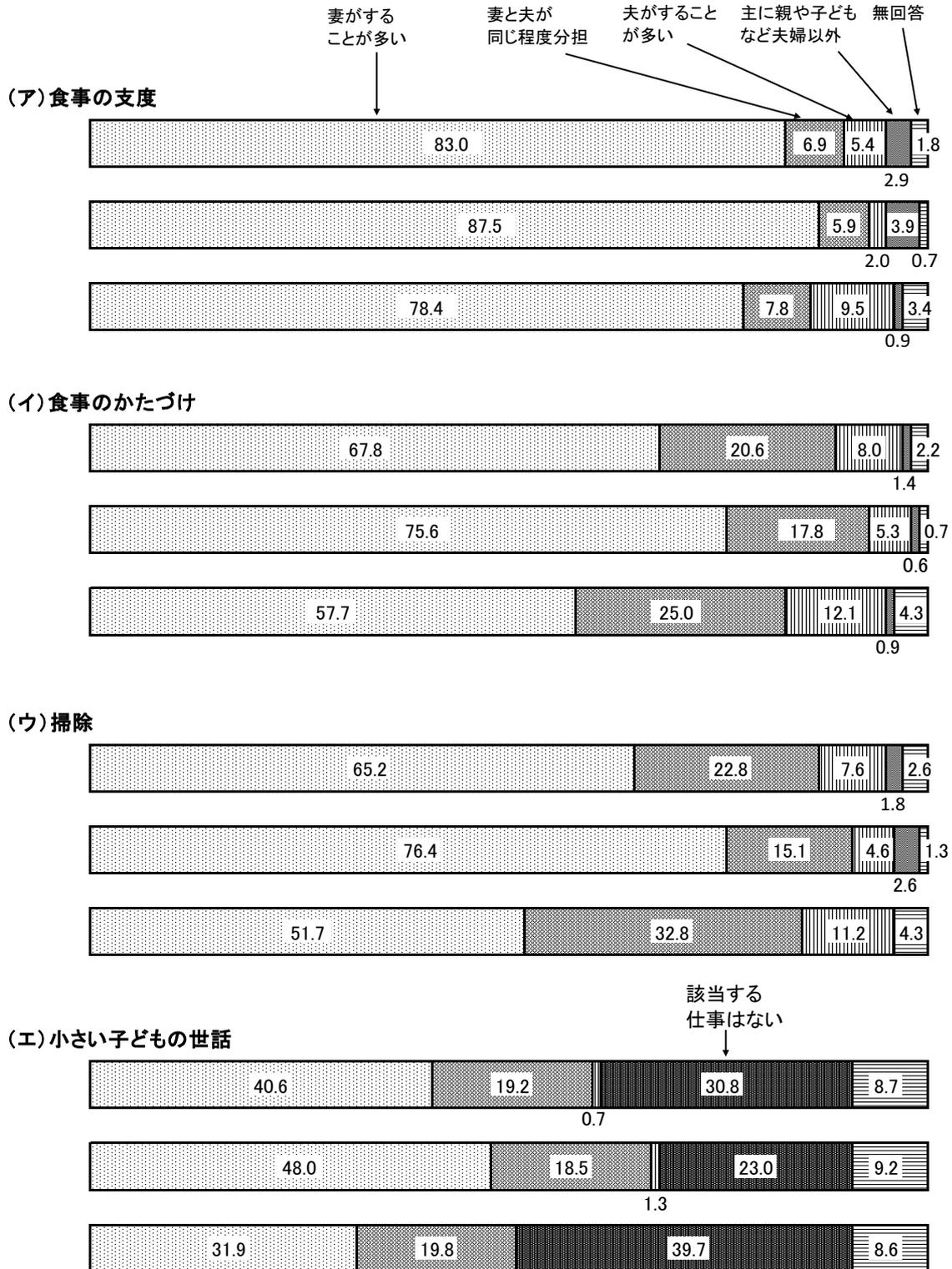
(2)あなたの現実に最も近いものはどれですか。【現実(現状)】

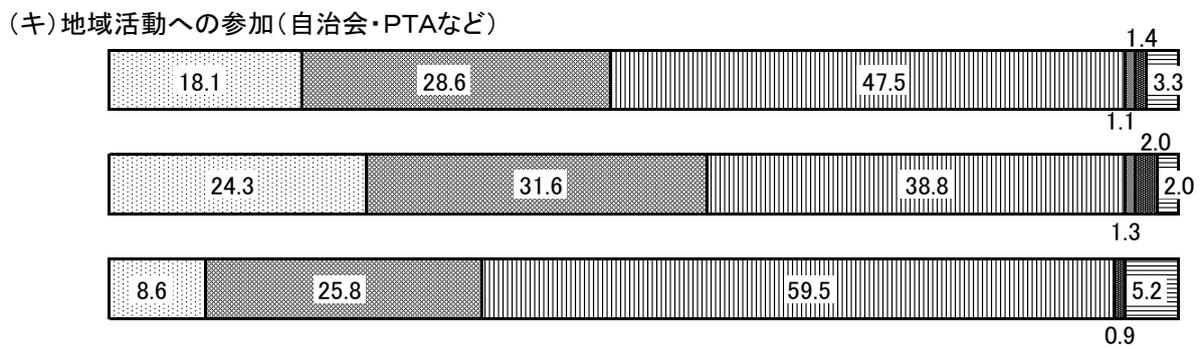
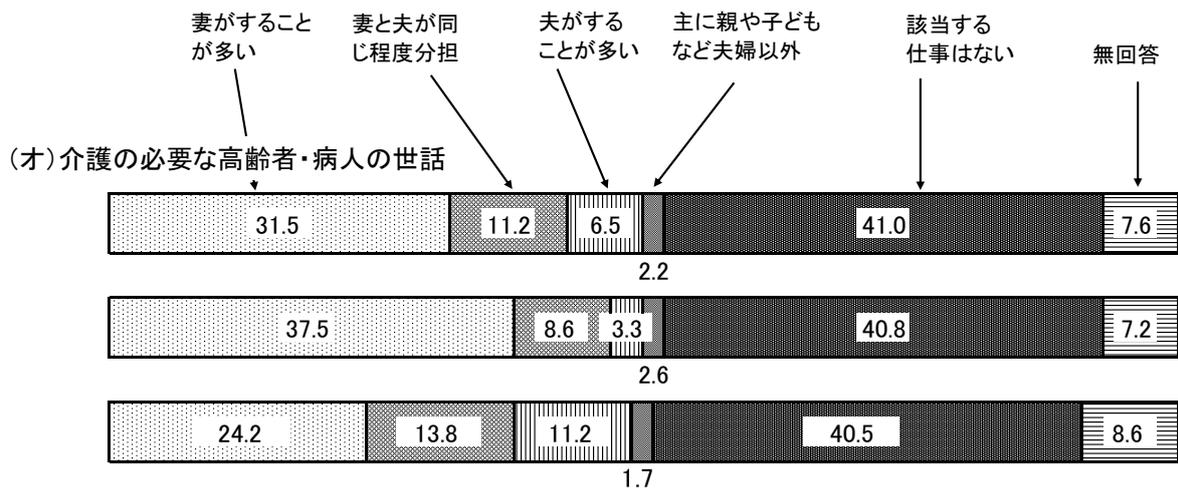


■ 日常生活における家庭の仕事等の役割分担

問： 家庭の中で次の仕事はどなたが担当されていますか。(単位：%)

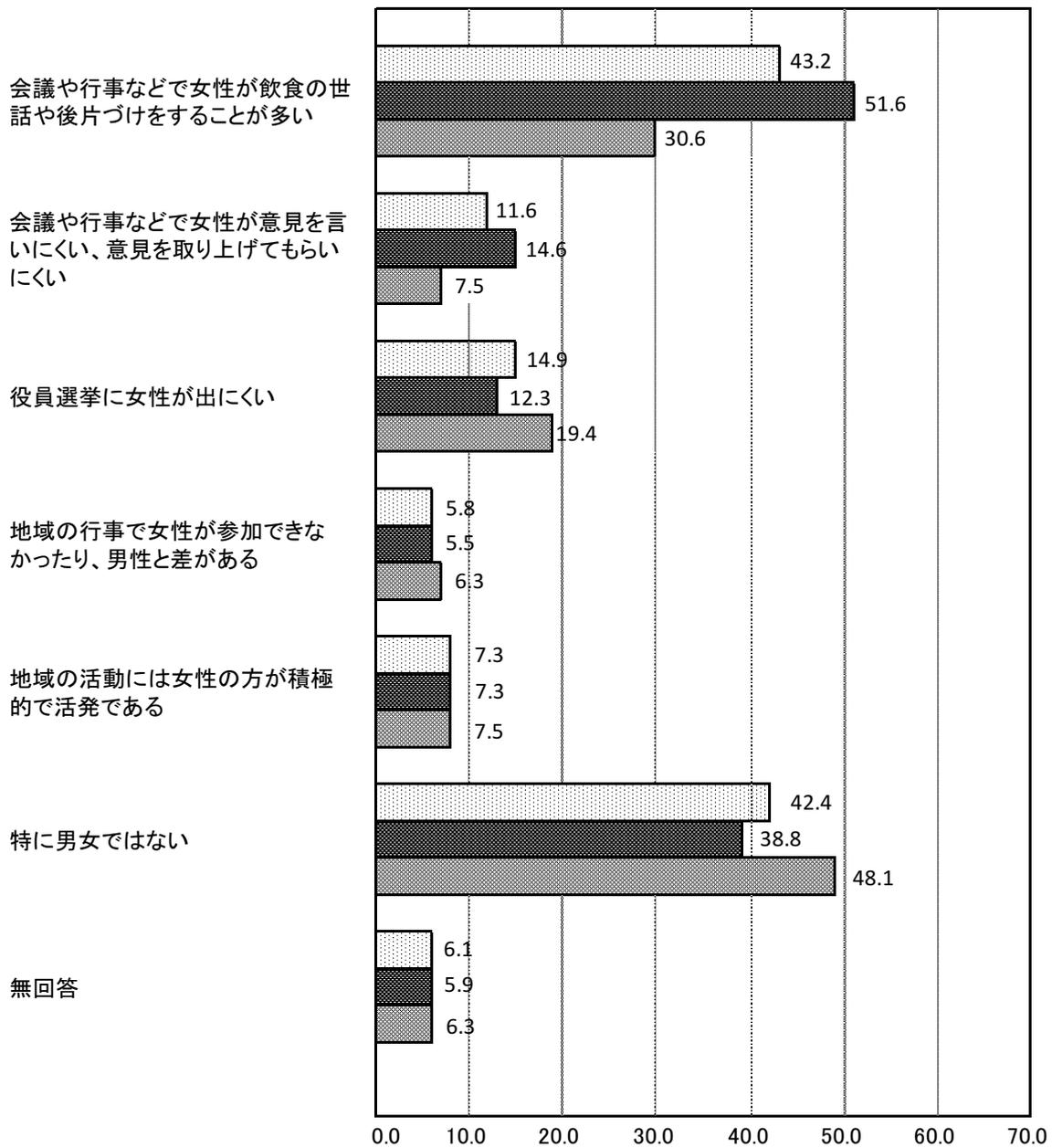
〔(横棒グラフの見方)
 上段全体： 276人
 (うち性別不明 8人)
 中段女性：152人
 下段男性：116人





問： あなたの住んでいる地域(自治会)で、現在次のようなことがありますか。
 (複数回答)(単位: %)

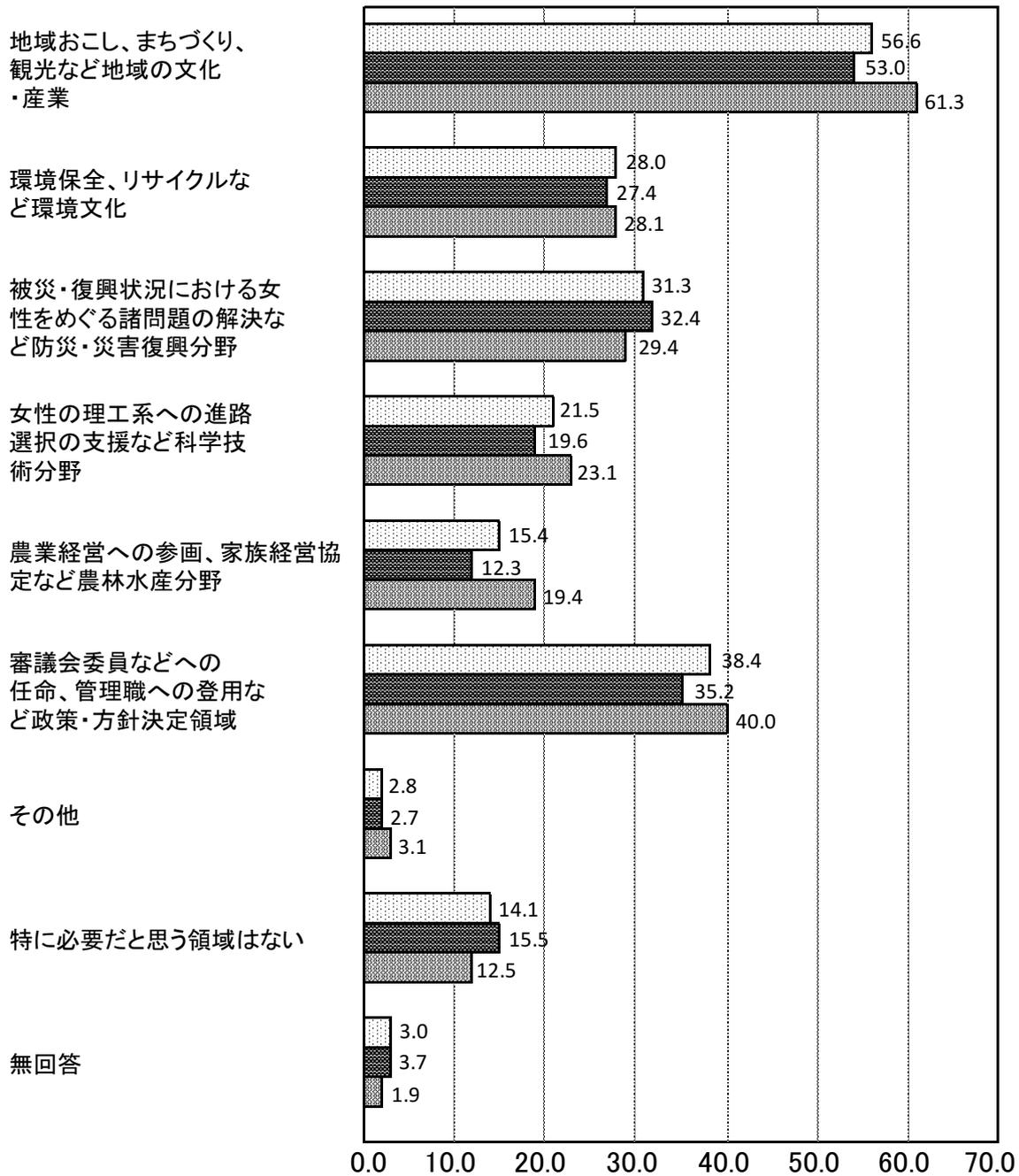
(横棒グラフの見方)
 上段全体: 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性: 219人
 下段男性: 160人



■女性と男性の参画

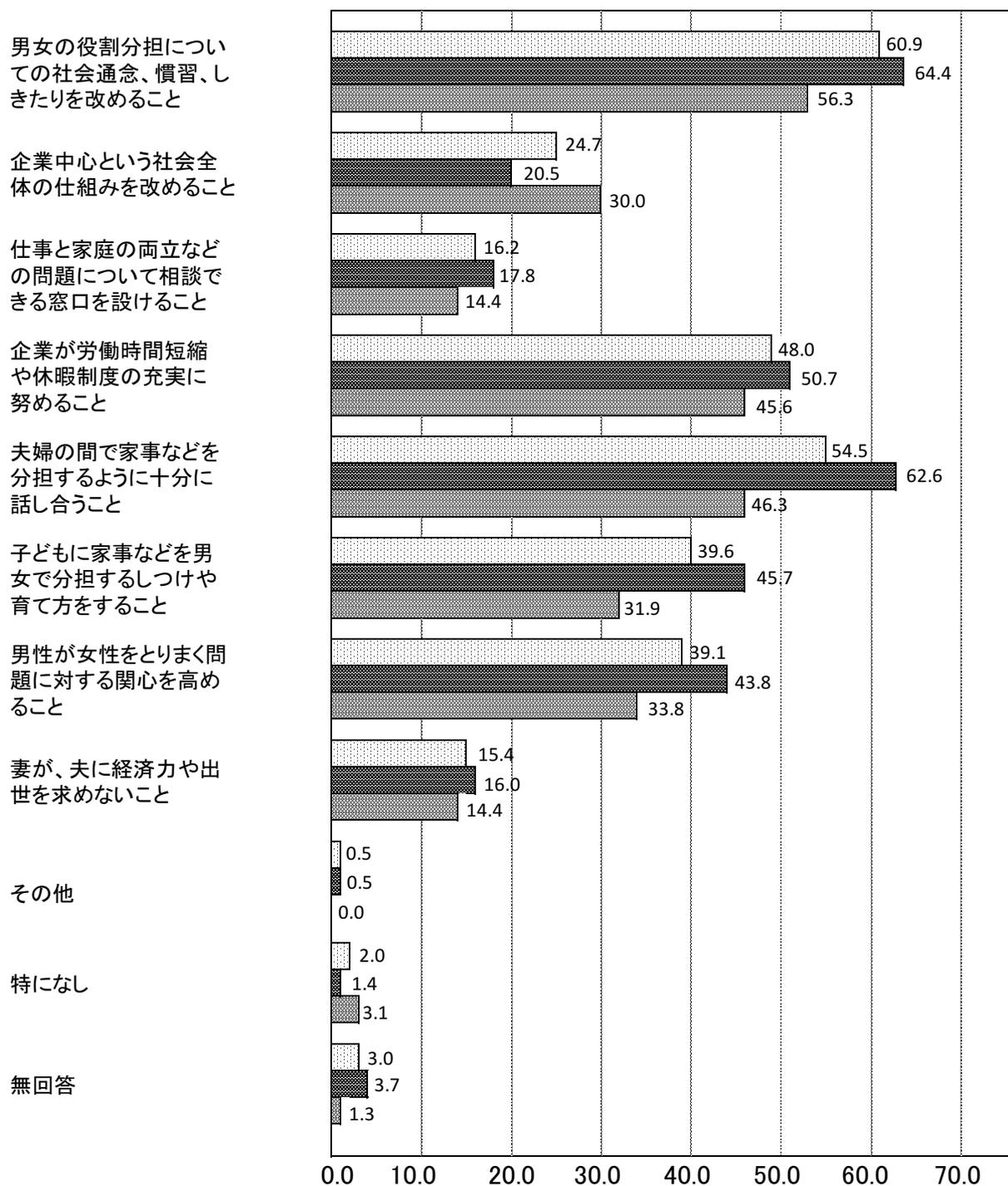
問： 今後、どのような分野、領域で女性の参画が必要になると
 思いますか。(複数回答)(単位：%)

(横棒グラフの見方)
 上段全体： 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性：219人
 下段男性：160人



問： あなたは、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だとおもいますか。(複数回答)(単位：%)

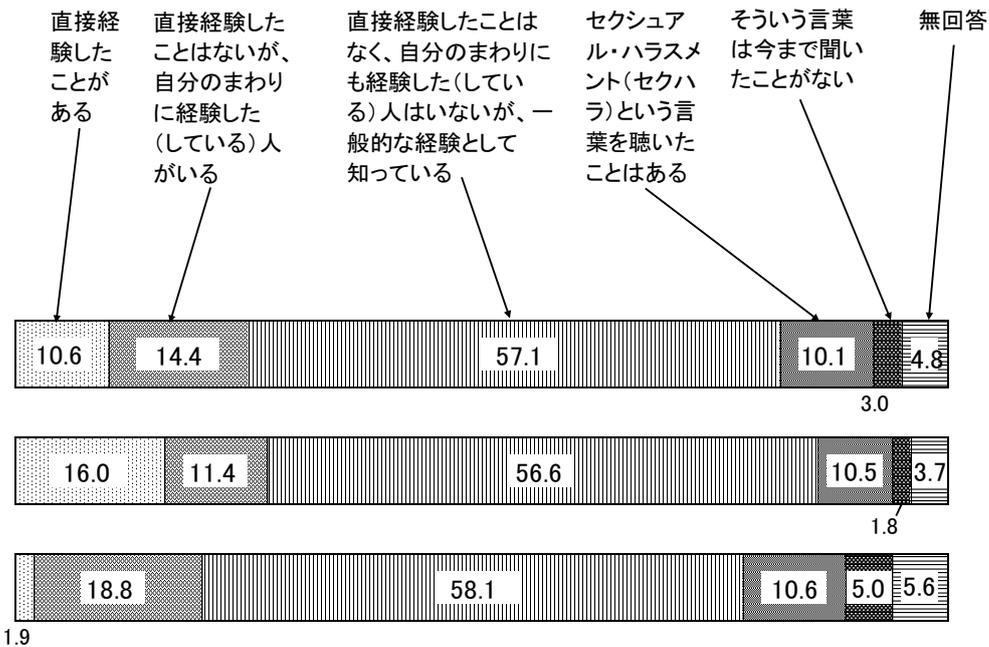
(横棒グラフの見方)
 上段全体： 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性：219人
 下段男性：160人



■セクシュアル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害経験

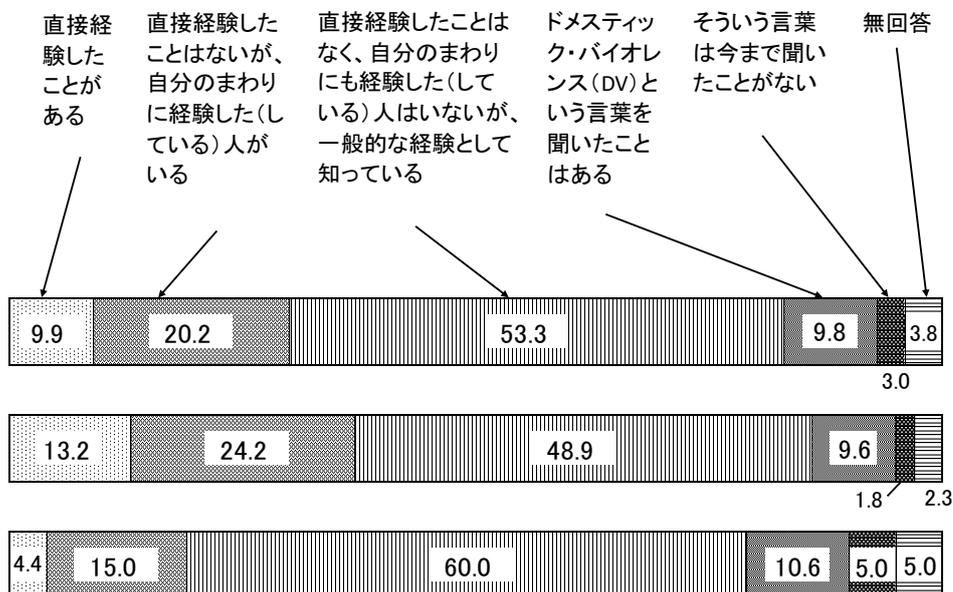
問： セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。(単位：%)

(横棒グラフの見方)
 上段全体： 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性：219人
 下段男性：160人



問： 夫や恋人など親密な関係にある男性から女性にふるわれる身体的・精神的・性的な暴力(ドメスティック・バイオレンス)が問題とされていますが、あなたは、夫婦や恋人・パートナーの間での暴力について被害を経験したり、見聞きしたことがありますか。

(単位：%)



■DV(ドメスティック・バイオレンス)の背景・要因

問： DV(ドメスティック・バイオレンス)がおこる背景や要因は何だと
 思いますか。(複数回答)(単位:%)

(横棒グラフの見方)
 上段全体: 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性: 219人
 下段男性: 160人

夫が妻にふるう暴力は、犯罪であり人権侵害
 であるという認識が低く、配偶者に対する暴
 力を容認する社会通念があるから

例えば「男は外で働き女は家庭を守るべき」
 など、男(女)はこうあるべきと決めつけた概
 念があるから

現代社会はストレスが大きいから

女性に対する差別的な環境(失業等)が悪化
 しているから

妻が夫を怒らせたり妻に落ち度があるなど、
 夫に暴力をふるわれても仕方がないから

家庭の経済的な環境(失業等)が悪化して
 いるから

配偶者間における経済力の格差があるから

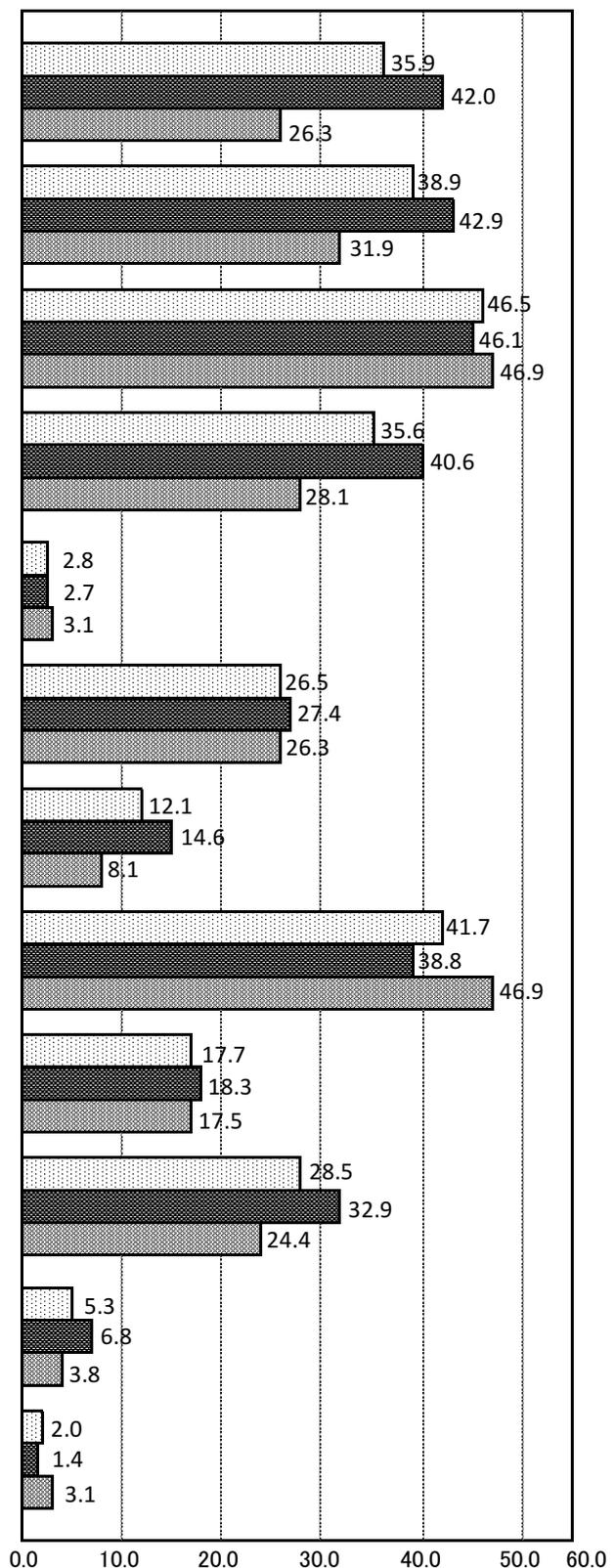
配偶者間におけるコミュニケーションがちゃん
 ととれてないから

暴力的な表現の多いゲーム、テレビ、コミック
 、映画等が多いから

薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存
 の問題があるから

その他

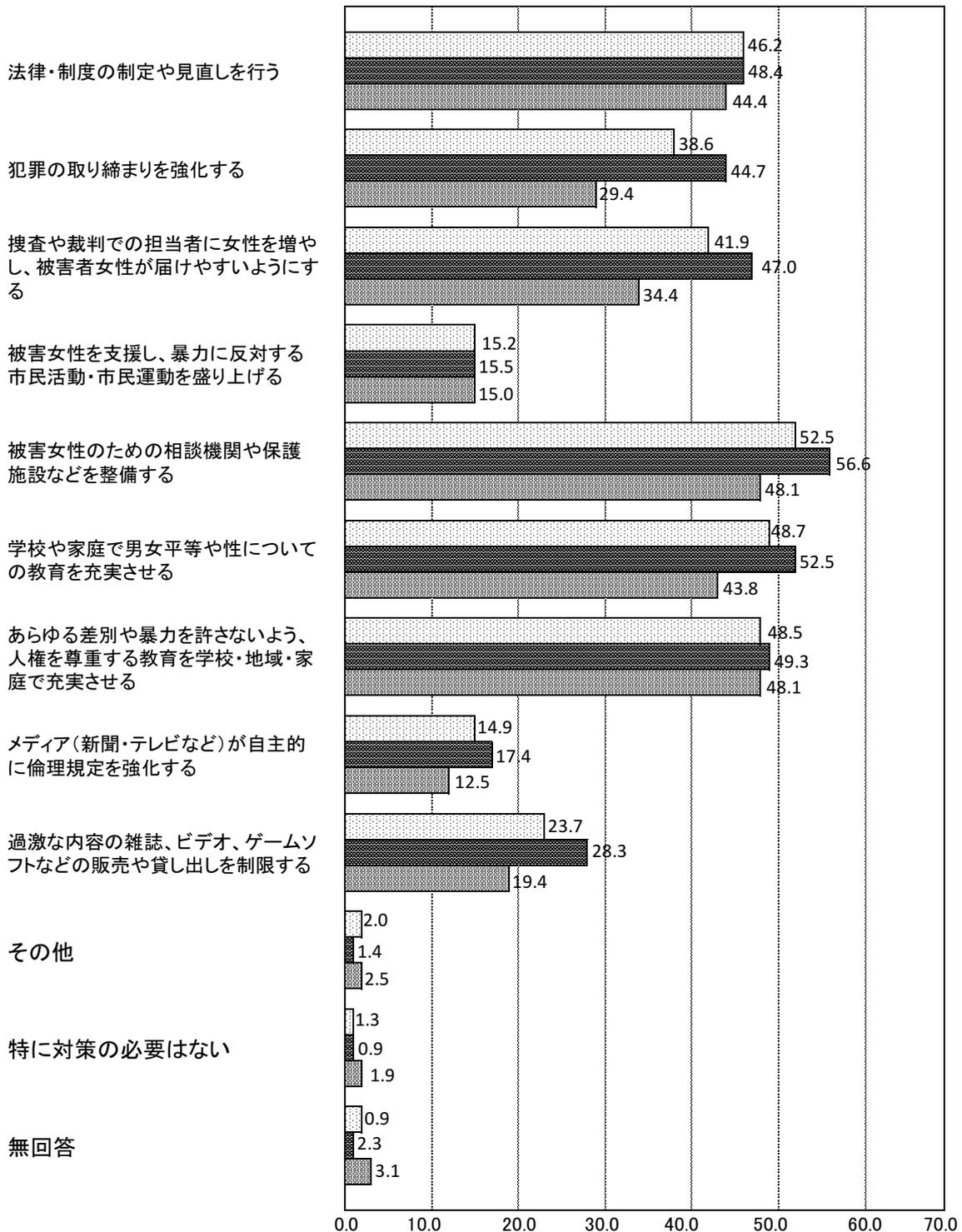
無回答



■暴力をなくすためには

問： 女性への性犯罪、セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)、暴力などをなくすためにはどうしたらよいと思いますか。(複数回答)(単位:%)

(横棒グラフの見方)
 上段全体: 396人
 (うち性別不明 17人)
 中段女性: 219人
 下段男性: 160人



■男女共同参画に関する言葉の認知度

問：女性をとりまく問題に関する次の言葉やことごとらについて知っていますか。
(単位：%)

[全体：396人]

